



佐賀西信用組合の現況

2023 DISCLOSURE



佐賀西信用組合

ごあいさつ

皆さまには、日頃より格別のご愛顧お引き立てを賜わり、心から御礼申し上げます。

このたび、当組合の現況（令和4年度第70期）をまとめましたので、ご理解を深めていただくための資料として、ご高覧賜わりたいと存じます。

当組合は、地域の皆さんに本当に立てる金融機関をめざし、これまで以上に経営の健全性と基盤強化に努めてまいりますので、一層のご支援とご指導のほど、心からお願ひ申し上げます。

令和5年7月

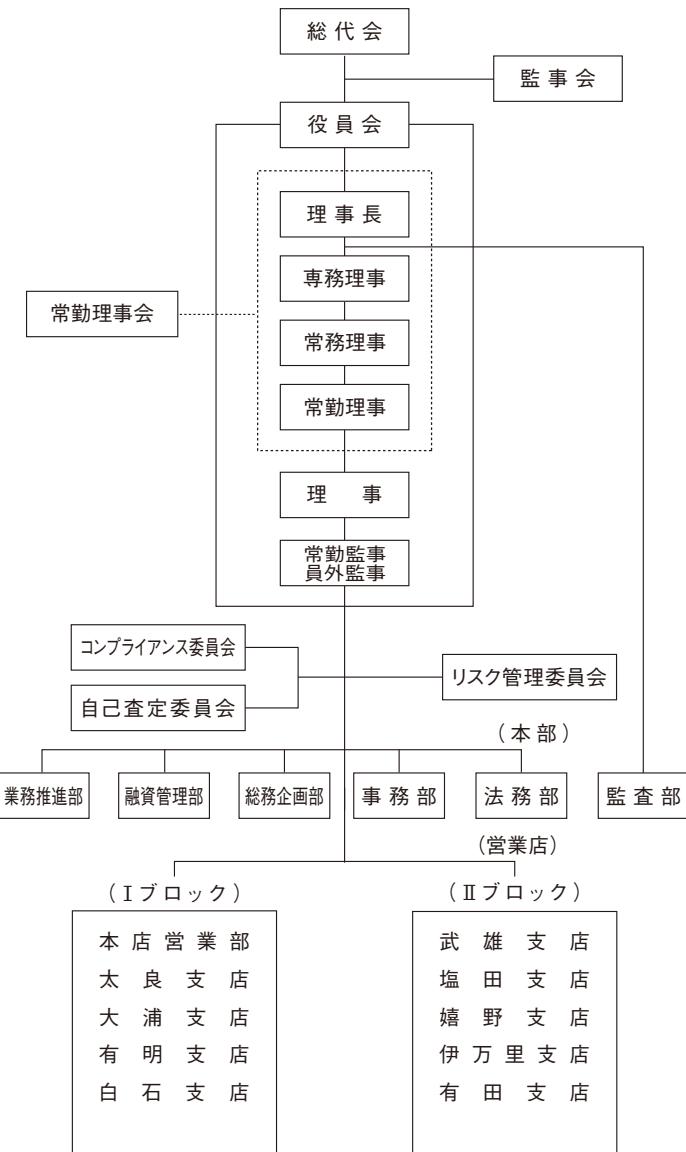
佐賀西信用組合
理事長 井上 英夫

当組合のあゆみ（沿革）

- 昭和28年12月／ 藤津信用組合として藤津郡鹿島町（現鹿島市）で業務開始、太良及び塩田支店を順次開設
- 昭和31年7月／ 国民生活金融公庫（現株日本政策金融公庫）代理店として業務開始
- 昭和43年11月／ 本店新築（鹿島市大字高津原4369番地1）
- 昭和50年10月／ 藤津信用組合と有明信用組合が合併し、佐賀西信用組合と改称、新理事長に田中 豊（藤津信組理事長）が就任
- 昭和51年11月／ 有田支店開設 12店舗となる
- 昭和56年9月／ 自営のオンライン稼働
- 昭和57年5月／ 田中 豊理事長退任、新理事長に高森梧朗専務が就任
- 昭和60年2月／ 現金自動取引機（ATM）設置（12ヶ店）
- 平成7年11月／ 電算機の更新 日本ユニシス株製 A14-D11システム
- 平成9年5月／ 塩田支店新築
- 平成10年12月／ 有明支店新築移転
- 平成11年6月／ 高森梧朗理事長退任し会長へ、新理事長に一ノ瀬哲夫が就任
- 平成12年6月／ 高森梧朗会長は、代表理事長を退任し非常勤理事会長に就任
- 平成13年6月／ 白川秀樹監事が、員外監事に就任
- 平成14年7月／ 自営のオンラインからSKC（全国信組共同センターシステム）に加盟し、共同システムに移行
- 平成15年11月／ 創立50周年記念行事を開催
- 平成16年6月／ 浜支店を浜出張所に変更
- 平成17年4月／ 「監査法人トーマツ（現有限責任監査法人トーマツ）」および「常勤監事」を選任
- 平成17年12月／ 大町支店を大町出張所に変更
- 平成19年9月／ 佐賀県内の手形交換所が統合
- 平成20年8月／ 浜出張所を無人機械化店舗（店外ATM）に変更、大町出張所を武雄支店に店舗統廃合
- 平成22年6月／ 浜無人機械化店舗（店外ATM）閉鎖
- 平成22年7月／ 太良支店新築
- 平成22年7月／ 全店オンライン端末機、現金自動取引機（ATM）を～8月 新機種に更改
- 平成22年8月／ 嬉野支店新築
- 平成23年6月／ 一ノ瀬哲夫理事長退任、新理事長に栢森久専務理事が就任
- 平成24年1月／ 個人向け国債の募集取扱い開始
- 平成24年12月／ 経営革新等支援機関の認定を受ける
- 平成25年2月／ 「でんさいネット」サービスを開始
- 平成25年12月／ 創立60周年祝賀パーティーを開催
- 平成28年5月／ 伊万里支店新築移転
- 平成30年7月／ 全店オンライン端末機、現金自動取引機（ATM）を～8月 新機種に更改
- 令和3年6月／ 栢森久理事長退任し会長へ、新理事長に井上英夫専務理事が就任
- 令和3年10月／ 有明支店を白石支店へ移転統合
- 令和4年8月／ 有田支店を武雄支店へ移転統合



事業の組織



役員一覧（理事および監事の氏名・役職名）令和5年6月30日現在

理事長／井上 英夫	専務理事／渕上 達也	常務理事／大崎 正俊
常勤理事／尾崎 和久	理 事／矢野 善紀※	理 事／土井 敏行※
理 事／愛野 時興※	理 事／森 孝一※	理 事／北村 和博※
理 事／富永 一水		
常勤監事／井手 誠	員外監事／白川 秀樹※	

◎当組合は、職員出身者以外の理事（※印）の経営参画により、ガバナンスの向上や組合員の意見の多面的な反映に努めています。

会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

事業方針

■経営理念

- ・地域経済の発展に寄与する金融機関を目指し、健全経営に徹する。
- ・地域内の中小企業や勤労者の資金の円滑化に寄与し、地域社会の発展に貢献する。

■経営方針

1. 経営基盤の拡充・強化

当組合が地域社会および地域内の顧客のニーズに応え、地域に欠かせない金融機関としての確固たる地位を築くため、特性を遺憾なく發揮し、経営基盤をより一層拡充・強化する。

2. 健全性の確保と経営体質の強化

健全経営に徹するため、リスク管理を強化し、経営の健全性を確保する。また、経営体質の強化を目指し、経営体制全般の再構築を図り、合理化・効率化に努める。

3. 人材の育成

地域社会および取引先の多様なニーズに適切に応えるため、優秀な人材を確保し、職員の資質の向上を図る。

令和4年度 経営環境・事業概要

(事業の方針)

令和4年度も「経営基盤の拡充・強化」、「健全性の確保と経営体質の強化」及び「人材の育成」の3つの経営方針の下、①地域のお客様との「共存共栄」、②コンプライアンスの徹底とリスク管理の強化による経営の健全性と合理化・改善、③研修会への派遣や勉強会の充実による人材の育成に努め、役職員一丸となり業務運営に努めました。

(金融経済環境)

令和4年度の国内経済は、新型コロナウイルス感染症による影響が徐々に和らぐ中で、持ち直しの動きとなりました。個人消費は感染症の影響を受ける場面もありましたが増加基調となり、種々の押し下げ要因はあつたものの生産や輸出も概ね回復基調を維持しました。

しかし、ロシアのウクライナ侵攻に端を発した世界的なエネルギー不足の流れは止まっておらず、様々な物資の供給不足から食料品や原材料、燃料の高騰によるコスト増加は現在も続いている、本格的な景気回復には至っていません。

さて、我々が営業地盤とする地域においても、新型コロナウイルスの影響が長期化し、企業や個人事業主の資金繰りにおいて、先行き不透明な状況は変わっておらず、依然として厳しい環境が続いている。こうした中ではありますが、令和4年度下半期に入り、コロナ感染が落ち着いてくると、それまでの反動で個人消費がコロナ前に逼迫する水準になってきており、行政の旅行支援の施策とも相まって徐々に人の動きが活発になってきています。

一方、金融機関を取り巻く環境において、融資残高は、コロナ対策資金により未だ高水準を維持しているものの、新たな資金ニーズは乏しく、また事業者においても財務改善にはほど遠い状況であることは変わっておらず、コロナ融資の返済据え置き期間終了が本格化する令和5年度を前に、1月から伴走支援型特別保証制度が導入されるなど、脱コロナに向けた動きが始まっています。

このような経営環境下ではありますが、引き続き地域密着を進め、地元住民から頼りにされる信用組合を目指して参ります。

(業績)

このような状況の中、当期末の預金・積金残高につきましては、前期比1,183百万円増の72,053百万円となりました。貸出金残高につきましては、同比755百万円減の34,541百万円となりました。

損益面では、経常収益は、有価証券利息配当金とその他の受入利息が増加したものの、その他の業務収益のうち国債等債券売却益が減少したため、同比7百万円減少し1,029百万円となりました。

経常費用は、資金調達費用と経費が減少したものの、貸倒引当金繰入額が増加したため、同比7百万円増加し934百万円となりました。

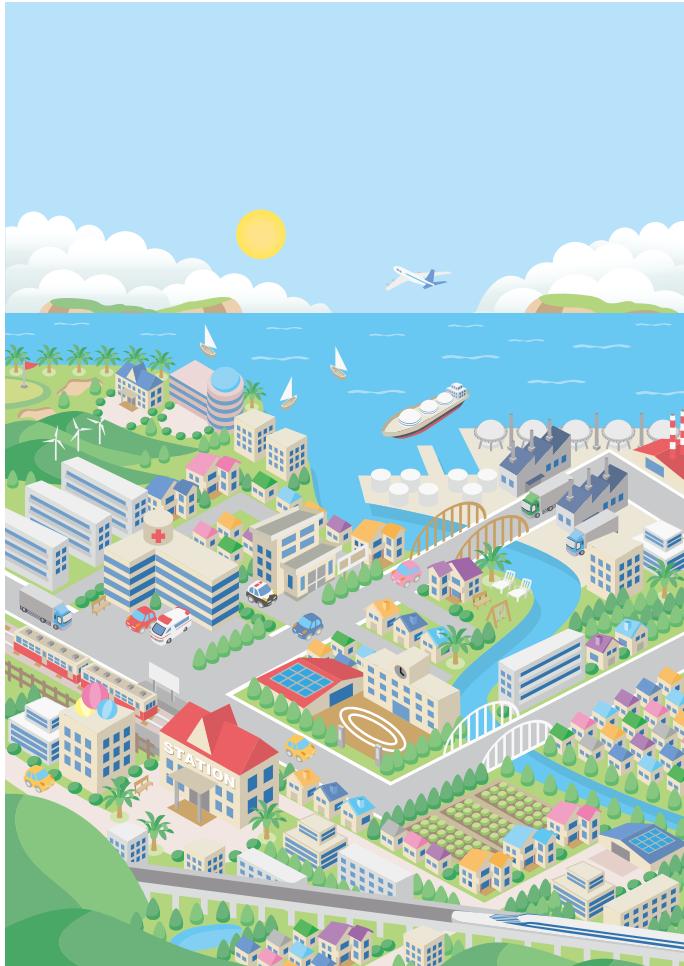
この結果、経常利益は94百万円（同比15百万円減）、当期純利益は79百万円（同比10百万円増）となり、減収増益となりました。

(事業の展望及び課題)

令和5年度も、金融緩和政策の継続により、利鞘の更なる縮小が続くと見込まれ、収益環境は、一段と厳しい状況が続くと予想されます。

このような中で、信用組合は、顧客一人ひとりに寄り添ったきめ細やかなサービスを提供し、地域経済の活性化や地域社会に貢献していくことが求められます。

当組合においては、地域とともに生きる協同組織の金融機関として、中小企業・小規模事業者及び生活者に対し、金融仲介機能を十分に発揮するとともに、より一層の金融サービスの向上に取組んでいく所存であります。



■総代会の仕組みと機能

信用組合は、中小企業等協同組合法第55条に基づき、組合の最高意思決定機関として組合員全員で構成する総会を設けることとなっております。また、同法により組合員数が200人を超える場合は、定款の定めにより総会に代わる総代会を設けることができるものとなっております。

当組合では、定款の定めにより総会に代わる総代会を設けております。

総代会の議決事項には、出席者の議決権の過半数で決する普通議決と、総代総数の半数以上が出席しその議決権の3分の2以上の多数をもって議決する特別議決があります。主な普通議決事項には、理事・監事の選任及び解任、毎事業年度の収支予算及び事業計画の設定又は変更、役員の報酬、事業の譲受け、会計監査人の選任及び解任などがあり、主な特別議決事項には、定款の変更、組合の解散、合併、事業の譲渡、組合員の除名などがあります。

■総代の役割

総代会は、組合員のうちから選挙により選出された総代でこれを組織します。総代は、組合員の地域別の代表として、組合の最高意思の決定に参加することになります。現在、当組合の総代定数は100人以上130人以内、任期は3年となっております。

■総代の選出方法

総代の選出は、当組合の定款並びに総代選挙規程に基づいて行われております。選挙期日は理事長が決定し、選挙者名簿を確定します。選挙区ごとの総代定数等は理事会において定め、総代に立候補する方はその旨を理事長に届け出ます。総代候補者がその選挙区における総代の定数を超える場合は、組合員は選挙期日に投票所において所定の投票用紙をもって投票し、当選者を決定します。

■総代会の決議事項等の議事概要

第70期通常総代会が、令和5年6月23日午後2時より、割烹清川で開催されました。当日は総代112名のうち、出席109名、(うち委任状による代理出席39名)のもと、下記の報告事項および議案事項が付議され、原案通りに全議案が可決・承認されました。

報告事項(1) 第70期(令和4年4月1日から令和5年3月31日)事業報告、貸借対照表、損益計算書報告の件(会計監査人及び監事の監査結果報告)

議案事項

- | | |
|-------|----------------------|
| 第1号議案 | 第70期 剰余金処分案承認の件 |
| 第2号議案 | 第71期 事業計画及び収支予算案承認の件 |
| 第3号議案 | 任期満了に伴う役員改選の件 |
| 第4号議案 | 退任役員に対する退職慰労金贈呈の件 |
| 第5号議案 | 所在不明組合員の除名の件 |

■総代会の選挙区・定数・総代数・総代氏名・属性別構成比

総代総数 112名(令和5年6月30日現在)

経営内容

反社会的勢力に対する取組み

佐賀西信用組合は、反社会的勢力との関係を遮断し被害を防止するため、以下のとおり基本方針を定め遵守します。

- (1) 反社会的勢力による不当要求に対して、理事長以下組織全体として対応とともに、対応する職員の安全を確保するための体制を整備します。
- (2) 反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携を構築していきます。
- (3) 公共の信頼を維持し、業務の適切性および健全性を確保するため、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- (4) 反社会的勢力による不当要求に対しては、あらゆる民事上の法的対抗手段を講ずるとともに、被害が生じた場合には刑事案件として被害届の提出または告訴・告発を行います。
- (5) いかなる理由があっても、事案を隠蔽するための反社会的勢力との裏取引、資金提供等は絶対に行いません。

当組合は、各種預金規定、信用組合取引約定書等に「暴力団排除条項」を盛り込み、警察、暴追センター、弁護士等と連携して反社会的勢力との関係遮断のための取組みを行っております。

各預金申込書等に「反社会的勢力ではないことの表明、確約に関する同意」を頂いておりますので、お客様にはこの取組みの趣旨をご理解いただき、ご協力くださいますようお願い致します。

なお、依然として増加傾向にある、振り込め詐欺をはじめとする特殊詐欺の撲滅に向けて、窓口等で特にご高齢のお客様に対しては、高額の払出しや振込みについてのお尋ねやアンケートを実施する等、警察と連携して声掛けを行っておりますので、何卒ご理解とご協力をお願い致します。

法令等遵守態勢

法令等遵守（コンプライアンス）とは、役職員が法令、諸規則、社会諸規則等を遵守し、企業倫理に反することなく、誠実かつ公正に業務を遂行することをいいます。

金融システム改革により、金融機関の業務は一段と多様化・高度化する一方で、経営上のリスクも急速に増加しています。金融機関には、自己責任原則に基づく経営と法令等遵守は勿論のこと、業務運営の透明性をより高めながら自ら社会的責任と公共的使命を果たしていくことが強く求められています。

当組合としても、法令等遵守を経営上の最重要課題の一つであると位置付け、理事長をはじめとした経営陣が、コンプライアンス基本方針のもと、企業倫理の確立および法令やルールの厳格な遵守、すなわちコンプライアンスを組織全体に浸透させ、役職員一丸となって不祥事の防止に努め、当組合の社会的責任と公共的使命を十分認識し、法令やルールの遵守を心掛けるように努めています。

なお、コンプライアンスの実践については、毎年策定しているコンプライアンス・プログラムに基づき実施しており、コンプライアンス委員会がプログラムの進捗状況を管理しています。

コンプライアンス基本方針

1. 社会的使命と公共性の自覚と責任

健全経営のもと、中小零細企業者及び労働者の金融の円滑化に努め、また、お客様（組合員の方々）へのサービスの向上に努めることにより、地域の経済、社会、生活の健全な発展に貢献します。

2. 信頼の確保

各種法令、規則を遵守し、誠実、公正な行動により、社会・顧客からの信頼の確保に努めます。

3. 経営の透明性の確保

組合員の皆様、地域社会並びに職員とのコミュニケーションを重視

し、開かれた経営を実践します。

4. 反社会的勢力の排除

反社会的勢力の介入に対して、企業として断固として立ち向かいこれを排除します。

利益相反管理方針

（本方針の目的）

第1条 当組合は当組合が行う業務において、顧客との利益相反取引を適切に管理し、顧客の利益が不当に害されることがないよう、適切な取組みを行う態勢を確保することを目的に本方針を制定する。

（統括部署）

第2条 当組合はコンプライアンス統括部署を「利益相反管理統括部署」とし、利益相反管理統括部署は、当組合における利益相反取引にかかる情報を集約・管理するものとする。

利益相反管理統括部署の長は法務部長とし、営業部門から独立する。

（範囲）

第3条 当組合が利益相反管理の対象とする範囲は、当組合のみとする。

（利益相反取引の特定）

第4条 当組合において、利益相反管理の対象となる取引（以下「対象取引」）とは、顧客の利益を不当に害する可能性が高い利益相反取引をいい、顧客との取引が対象取引に該当するか否かについては、利益相反管理統括部署が適切に特定を行うものとする。

（対象取引の類型化）

第5条 当組合において、対象取引とは「当組合と顧客」及び「顧客と他の顧客」の各々について、以下の取引を指すものとする。

- (1) 利害対立型取引
- (2) 利害競争型取引
- (3) 情報利用型取引
- (4) その他、上記に準じて顧客の利益を不当に害する取引

（対象取引の管理方法）

第6条 当組合において、前条に定める対象取引のうち、利益相反取引が発生する場合においては、以下に記載する管理方法を選択するか、又は複数を組み合わせて選択することにより、利益相反取引を適切に管理するものとする。

- (1) 部門の分離（情報共有先の制限）
- (2) 取引条件または取引方法の変更
- (3) 一方の取引の中止
- (4) 利益相反事実の顧客への開示（同意）

（検証体制）

第7条 当組合は、利益相反管理統括部署において、定期的に又は必要に応じて利益相反管理態勢の検証を行い、検証結果に基づき、利益相反管理のための適切な措置を講じるものとする。

（研修・教育）

第8条 当組合は、役職員に対して、利益相反管理に係る研修・教育を継続的に実施し、利益相反管理に係る意識の向上に努めるものとする。

貸借対照表

(単位：千円)

科 目 (資産の部)	金額	
	令和3年度	令和4年度
現 金	1,028,878	951,065
預 け 金	22,006,516	21,495,356
有 価 証 券	22,047,952	21,466,964
国 債	5,281,900	5,092,500
社 債	15,484,370	15,224,430
株 式	83,218	89,380
そ の 他 の 証 券	1,198,464	1,060,654
貸 出 金	35,297,311	34,541,962
割 引 手 形	294,338	430,829
手 形 貸 付	1,374,456	1,299,195
証 書 貸 付	32,598,689	31,701,855
当 座 貸 越	1,029,827	1,110,082
そ の 他 資 産	674,037	662,145
未 決 済 為 替 貸	2,964	1,839
全 信 組 連 出 資 金	567,400	567,400
前 払 費 用	12	12
未 収 収 益	82,577	86,584
そ の 他 の 資 産	21,083	6,309
有 形 固 定 資 産	525,176	540,534
建 物	218,231	200,754
土 地	237,183	286,183
リ ー ス 資 産	22,030	12,634
そ の 他 の 有 形 固 定 資 産	47,729	40,961
無 形 固 定 資 産	2,520	2,567
ソ フ ト ウ ェ ア	551	598
そ の 他 の 無 形 固 定 資 産	1,969	1,969
繰 延 税 金 資 産	—	48,501
債 務 保 証 見 返	64,263	53,605
貸 倒 引 当 金	△ 620,545	△ 630,227
(うち個別貸倒引当金)	(△ 600,779)	(△ 607,331)
資 産 の 部 合 計	81,026,111	79,132,475

科 目 (負債の部)	金額	
	令和3年度	令和4年度
預 金 積 金	70,870,011	72,053,804
当 座 預 金	284,466	246,176
普 通 預 金	21,159,447	22,154,588
通 知 預 金	10,780	15,400
定 期 預 金	45,904,610	46,289,369
定 期 積 金	3,342,880	3,158,046
そ の 他 の 預 金	167,826	190,224
借 用 金	3,000,000	700,000
借 入 金	3,000,000	700,000
そ の 他 負 債	126,935	110,046
未 決 済 為 替 借	8,043	8,607
未 払 費 用	42,096	34,006
給 付 補 填 備 金	2,571	2,097
未 払 法 人 税 等	21,883	8,331
前 受 収 益	23,108	23,725
払 戻 未 済 金	145	2,259
リ ー ス 債 務	22,030	12,634
そ の 他 の 負 債	7,056	18,383
賞 与 引 当 金	36,404	35,261
退 職 給 付 引 当 金	51,646	58,950
役 員 退 職 慰 労 引 当 金	94,110	104,696
睡 眠 預 金 払 戻 損 失 引 当 金	1,000	1,000
偶 発 損 失 引 当 金	7,117	8,487
繰 延 税 金 負 債	28,477	—
債 務 保 証	64,263	53,605
負 債 の 部 合 計	74,279,966	73,125,851
(純資産の部)		
出 資 金	255,925	253,666
普 通 出 資 金	255,925	253,666
利 益 剰 余 金	6,292,053	6,356,156
利 益 準 備 金	255,925	255,925
そ の 他 利 益 剰 余 金	6,036,128	6,100,231
特 別 積 立 金	5,572,408	5,872,408
(うち経営安定化積立金)	1,300,000	1,300,000
当 期 末 処 分 剰 余 金	463,720	227,823
組 合 員 勘 定 合 計	6,547,978	6,609,822
そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	198,166	△ 603,198
評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	198,166	△ 603,198
純 資 産 の 部 合 計	6,746,145	6,006,623
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	81,026,111	79,132,475



(注)

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。なお、以下の注記については、表示単位未満を切り捨てて表示しております。
2. 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、その他有価証券については時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、ただし、市場価格のない株式等については移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
3. 有形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに平成28年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。
建物 20年～32年
その他の 3年～20年
4. 無形固定資産（リース資産を除く）の減価償却は定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当組合内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法によっております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

日本公認会計士協会「銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」（令和4年4月14日）に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、融資管理部（営業関連部署）の協力の下に自己査定委員会（資産査定部署）が資産査定を実施しております。また、正常先及び要注意先債権に係る信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、過去の負担金実績から算出した将来の負担金支出見込額を計上しております。

7. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。

8. 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付に関する会計基準の適用指針」（平成27年3月26日）に定める簡便法（退職給付に係る期末自己都合用支給額を退職給付債務とする方法）により、当事業年度末における必要額を計上しております。

当組合は、複数事業主（信用組合等）により設立された企業年金制度（総合設立型企业年金基金）に加入しており、当組合の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の拠出等に占める当組合の割合並びにこれらに関する補足説明は次のとおりであります。

(1) 制度全体の積立状況に関する事項（令和4年3月31日現在）

年金資産の額	225,436百万円
年金財政計算上の数理債務の額と	
最低責任準備金の額との合計額	221,592百万円
差引額	3,843百万円

(2) 制度全体に占める当組合の掛金拠出割合（令和4年4月～令和4年3月）

0.509%

(3) 補足説明

上記（1）の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高12,394百万円及び別途積立金16,238百万円であります。本制度における過去勤務債務の償却方法は残年数10年の元利均等償却であり、当組合は当期の計算書類上、特別掛金6百万円を費用処理しております。

また、年金財政計算上の繰越不足金については、財政再計算に基づき必要に応じて特別掛金率を引き上げる等の方法により処理されることになっております。

なお、特別掛金の額はあらかじめ定められた掛け率を掛け出し時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記（2）の割合は、当組合の実際の負担割合とは一致しません。

9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見込額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。

10. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積もり、必要と認める額を計上しております。

11. 破綻懸念先以下の債権に係る信用保証協会の責任共有制度に基づく負担金の支出に備えるため、過去の負担金実績から算出した将来の負担金支出見込額のうち、正常先及び要注意先債権に係るものと貸倒引当金に2,013千円、破綻懸念先以下の債権に係るものを偶発損失引当金に8,487千円計上しております。

12. 重要な会計上の見積り

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

(1) 貸倒引当金の見積り

① 計算書類に計上した金額

貸倒引当金 630百万円

② 見積り内容について計算書類利用者の理解に資するその他の情報

(i) 見積りの金額の算出方法

貸倒引当金の算出方法は、6に記載しております。また、新型コロナウイ

ルス感染症の感染拡大の影響も踏まえ、当組合は見積りに影響を及ぼす入手可能な情報を債務者区分に反映し、貸倒引当金を計上しております。なお、当事業年度は予想損失率の修正を実施しておりません。

(ii) 見積りの算出に用いた主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴う経済への影響は今後当面の間は続くものと想定し、特に当組合の貸出金等の信用リスクに一定の影響があるとの仮定を置いております。

(iii) 翌事業年度の計算書類に与える影響

新型コロナウイルス感染症の状況や個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

13. 会計方針の変更

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号令和3年6月17日。以下「時価算定基準適用指針」という。）を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することといたしました。

これによる計算書類への影響はありません。

14. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当組合は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理（ALM）をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当組合が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に、債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当組合は、信用リスクに関する管理諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資管理部により行われ、また、定期的に経営陣によるリスク管理委員会や理事会を開催し、審議・報告を行っております。さらに、与信管理の状況については、融資管理部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、総務企画部において、信用情報や時価の把握を定期的に行なうことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当組合は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

ALMに関する規則及び要領において、リスク管理方法や手続等の詳細を明記しており、リスク管理委員会において決定されたALMに関する方針に基づき、理事会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。日常的には総務企画部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、ギャップ分析や金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでリスク管理委員会に報告しております。

(ii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、リスク管理委員会の方針に基づき、理事会の監督の下、リスク管理規程に従い行われております。

このうち、総務企画部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

総務企画部で保有している株式は、事業推進目的で保有しているものであり、取引先の市場環境や財務状況などをモニタリングしています。

これらの情報は総務企画部を通じ、理事会及びリスク管理委員会において定期的に報告されております。

(iii) 市場リスクに係る定量的情報

当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預け金、有価証券のうち債券、貸出金、預金積金、借用金であります。

当組合では、これらの金融資産及び金融負債について、保有期間1年、過去5年の観測期間で計測される99バーセンタイル値を用いた時価の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債を固定金利群と変動金利群に分けて、それぞれ金利期間日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が1.00%上昇したとの想定した場合の時価は、2,290百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。また、金利の合理的な想定変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

(iv) 資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合は、ALMを通して、適時に資金管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価等に関する事項についての算定条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。なお、金

融商品のうち貸出金、預け金、預金積金については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を開示しております。

15. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1）参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません。また、借用金は、短期間に決済されるため時価が帳簿価格に近似することから、注記を省略しております。

（単位：百万円）

	貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 預け金 ^{(*)1}	21,495	21,517	21
(2) 有価証券			
その他有価証券	21,440	21,440	—
(3) 貸出金 ^{(*)1}	34,541		
貸倒引当金 ^{(*)2}	△ 630		
	33,911	35,517	1,606
金融資産計	76,847	78,475	1,627
(1) 預金積金 ^{(*)1}	72,053	72,042	△ 11
金融負債計	72,053	72,042	△ 11

（*1）預け金、貸出金、預金積金の「時価」には、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

（*2）貸出金に対する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

（注1）金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

（1）預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、市場金利等で割り引くことで現在価値を算定し、当該現在価値を時価とみなしております。

（2）有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

投資信託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によっております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については18に記載しております。

（3）貸出金

貸出金は、以下の①～②の方法により算出し、その算出結果を簡便な方法により算出した時価に代わる金額として記載しております。

① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、それぞれの帳簿価額の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額

② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額

③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額

金融負債

（1）預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定の金額帯および期間帯ごとに将来キャッシュ・フローを作成し、元利金の合計額を市場金利で割り引いた価額を時価とみなしております。

（注2）市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれております。

（単位：百万円）

区分	貸借対照表計上額
非上場株式 ^{(*)1}	26
全信組連出資金 ^{(*)1}	567
組合出資金 ^{(*)2}	0
合計	593

（*1）非上場株式及び全信組連出資金については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象としておりません。

（*2）組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する企業基準の適用指針」（令和元年7月4日）第27項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

16. 有価証券の時価、評価差額等に関する事項は次のとおりであります。

（1）売買目的有価証券に区分した有価証券はありません。

（2）満期保有目的の債券に区分した有価証券はありません。

（3）子会社・子法人等株式及び関連法人等株式に区分した有価証券はありません。

（4）その他有価証券

【貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの】

	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
債券	6,068百万円	5,907百万円	161百万円
国債	1,849	1,705	143
社債	4,218	4,201	17
その他	184	167	16
小計	6,252	6,074	177

【貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの】

	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
株式	63百万円	71百万円	△ 8百万円
債券	14,248	14,993	△ 744
国債	3,242	3,479	△ 236
社債	11,005	11,513	△ 507
その他	876	904	△ 28
小計	15,188	15,969	△ 781
合計	21,440	22,043	△ 603

（注）貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

17. 当期中に売却した満期保有目的の債券はありません。

18. 当期中に売却したその他有価証券はありません。

19. その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額は次のとおりであります。

債券	1年以内	5年以内	10年以内	10年超
国債	803百万円	6,260百万円	1,456百万円	11,796百万円
社債	—	1,061	569	3,461
合計	803	5,199	886	8,334
	803	6,260	1,456	11,796

20. 協同組合による金融事業に関する法律及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の貸出金、「その他資産」中の未取利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更正債権及びこれらに準ずる債権額	839百万円
危険債権額	637百万円
三月以上延滞債権額	5百万円
貸出条件緩和債権額	5百万円
合計額	1,487百万円

破産更正債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続き開始、更正手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った元本の回収及び利息の受け取りができない可能性の高い債権で破産更正債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払いが約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更正債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更正債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

なお、債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

21. 手形割引により取得した商業手形の額面金額は、430百万円であります。

22. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客から融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、4,950百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが4,950百万円であります。なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条件が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徵求するほか、契約後も定期的に予め定めている当組合内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

23. 有形固定資産の減価償却累計額 1,011百万円

24. 貸借対照表に計上した有形固定資産のほか、営業用車両及び端末機等についてリース契約により使用しております。

25. 繰延税金資産及び繰延税金負債の主な発生原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産	
その他有価証券評価差額金	166百万円
貸倒引当金	31
賞与引当金	9
減価償却の償却超過額	16
退職給付引当金	16
役員退職慰労引当金	28
その他	13
繰延税金資産小計	283
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△ 234
評価性引当額小計	△ 234
繰延税金資産合計	48
繰延税金資産の純額	48百万円

26. 担保に提供している資産は、次のとおりであります。

担保提供している資産 預け金 3,637百万円

有価証券 1,746百万円

担保資産に対応する債務 借用金 700百万円

27. 出資1口当たりの純資産額 23,679円26銭

経理・経営内容

損益計算書

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
経 常 収 益	1,036,870	1,029,362
資金運用収益	964,928	988,058
貸出金利息	683,617	682,426
預け金利息	31,083	31,000
有価証券利息配当金	237,469	246,452
その他の受入利息	12,758	28,178
役務取引等収益	35,709	38,360
受入為替手数料	17,427	15,091
その他の役務収益	18,281	23,268
その他業務収益	35,590	2,074
国債等債券売却益	33,940	—
国債等債券償還益	117	—
その他の業務収益	1,531	2,074
その他経常収益	641	869
償却債権取立益	420	100
その他の経常収益	221	769
経 常 費 用	927,073	934,976
資金調達費用	27,478	19,141
預金利息	27,704	19,326
給付補填備金繰入額	2,448	1,377
借用金利息	△ 2,675	△ 1,562
役務取引等費用	110,117	113,136
支払為替手数料	7,062	6,482
その他の役務費用	103,054	106,654
その他業務費用	572	684
国債等債券償還損	478	681
その他の業務費用	94	3
経 費	772,354	773,173
人 件 費	544,622	549,759
物 件 費	206,844	204,483
税 金	20,888	18,931
そ の 他 経 常 費 用	16,551	28,840
貸倒引当金繰入額	14,405	22,259
そ の 他 の 経 常 費 用	2,145	6,580
経 常 利 益	109,796	94,386

科 目	令和3年度	令和4年度
特 別 利 益	—	—
固定資産処分益	—	—
特 別 損 失	—	60
固定資産処分損	—	60
税 引 前 当 期 純 利 益	109,796	94,325
法人税、住民税及び事業税	29,730	16,134
法人税等調整額	10,807	△ 1,262
法 人 税 等 合 計	40,537	14,871
当 期 純 利 益	69,258	79,454
繰 越 金 (当 期 首 残 高)	394,461	148,369
当 期 末 処 分 剰 余 金	463,720	227,823

(注)

1. 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

2. 出資1口当たりの当期純利益 310円46銭

剰余金処分計算書

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
当 期 末 処 分 剰 余 金	463,720	227,823
剰 余 金 処 分 額	315,162	115,221
利 益 準 備 金	—	—
普通出資に対する配当金	15,162	15,221
(年 6%の割合)	(年 6%の割合)	(年 6%の割合)
特 別 積 立 金	300,000	100,000
繰 越 金 (当 期 末 残 高)	148,558	112,601

業務粗利益及び業務純益等

(単位：千円)

科 目	令和3年度	令和4年度
資金運用収益	964,928	988,058
資金調達費用	27,478	19,141
資 金 運 用 収 支	937,450	968,916
役務取引等収益	35,709	38,360
役務取引等費用	110,117	113,136
役務取引等収支	△ 74,407	△ 74,776
その他の業務収益	35,590	2,074
その他の業務費用	572	684
その他の業務収支	35,017	1,390
業 務 粗 利 益	898,060	895,530
業 務 粗 利 益 率	1.04%	1.03%
業 務 純 利 益	136,048	129,862
実質業務純益	138,696	132,992
コア業務純益	105,116	133,673
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	105,116	133,673

(注)

1. 業務粗利益率=業務粗利益／資金運用勘定計平均残高×100

2. 業務純益=業務収益-(業務費用-金銭の信託運用見合費用)

3. 実質業務純益=業務純益+一般貸倒引当金繰入額

4. コア業務純益=実質業務純益-国債等債券損益

経理・経営内容

経費の内訳

(単位：千円)

項目	令和3年度	令和4年度
人件費	544,622	549,759
報酬給料手当	436,357	440,639
退職給付費用	27,576	30,177
その他	80,688	78,942
物件費	206,844	204,483
事務費	99,617	101,840
固定資産費	33,699	29,146
事業費	16,187	17,487
人事厚生費	4,104	4,212
有形固定資産償却	31,200	40,701
無形固定資産償却	160	212
その他	21,875	10,881
税金	20,888	18,931
経費合計	772,354	773,173

役務取引の状況

(単位：千円)

科目	令和3年度	令和4年度
役務取引等収益	35,709	38,360
受入為替手数料	17,427	15,091
その他の受入手数料	18,253	23,229
その他の役務取引等収益	28	39
役務取引等費用	110,117	113,136
支払為替手数料	7,062	6,482
その他の支払手数料	673	677
その他の役務取引等費用	102,381	105,976

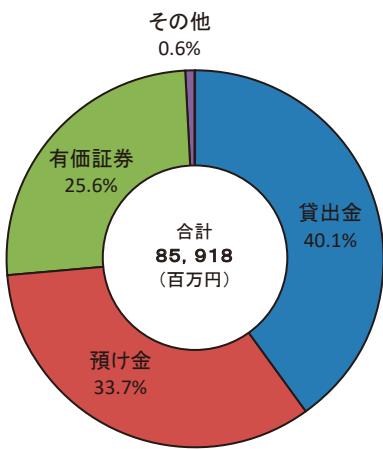
受取利息及び支払利息の増減

(単位：千円)

項目	令和3年度	令和4年度
受取利息の増減	1,315	23,129
支払利息の増減	△ 9,959	△ 8,336

資金運用勘定、調達勘定の平均残高等

資金運用別構成比



総資産利益率

(単位：%)

区分	令和3年度	令和4年度
総資産経常利益率	0.12	0.10
総資産当期純利益率	0.08	0.09

(注)総資産経常(当期純)利益率 = $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

総資金利鞘等

(単位：%)

区分	令和3年度	令和4年度
資金運用利回(a)	1.13	1.14
資金調達原価率(b)	0.98	0.97
資金利鞘(a-b)	0.15	0.17

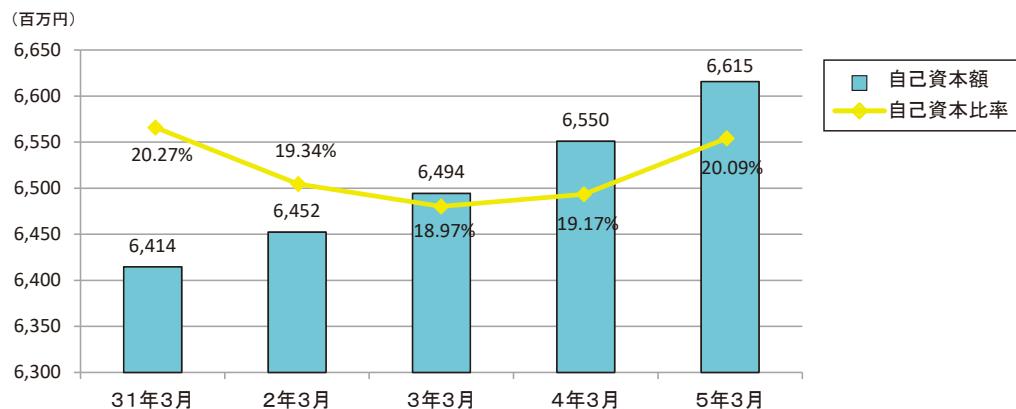
科目	年度	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	令和3年度	85,347 百万円	964,928 千円	1.13 %
	令和4年度	85,907	988,058	1.14
うち 貸出金	令和3年度	34,874	683,617	1.96
	令和4年度	34,434	682,426	1.98
うち 預け金	令和3年度	28,822	31,083	0.10
	令和4年度	28,909	31,000	0.10
うち 有価証券	令和3年度	21,082	237,469	1.12
	令和4年度	21,996	246,452	1.12
うち その他	令和3年度	567	12,758	2.24
	令和4年度	567	12,758	2.24
資金調達勘定	令和3年度	79,562	27,478	0.03
	令和4年度	80,108	19,141	0.02
うち 預金積金	令和3年度	76,562	30,153	0.03
	令和4年度	77,638	20,704	0.02
うち 譲渡性預金	令和3年度	—	—	—
	令和4年度	—	—	—
うち 借用金	令和3年度	3,000	△ 2,675	△ 0.08
	令和4年度	2,469	△ 1,562	△ 0.06

(注) 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高（3年度22百万円、4年度10百万円）を控除して表示しております。



経理・経営内容

自己資本の構成に関する事項

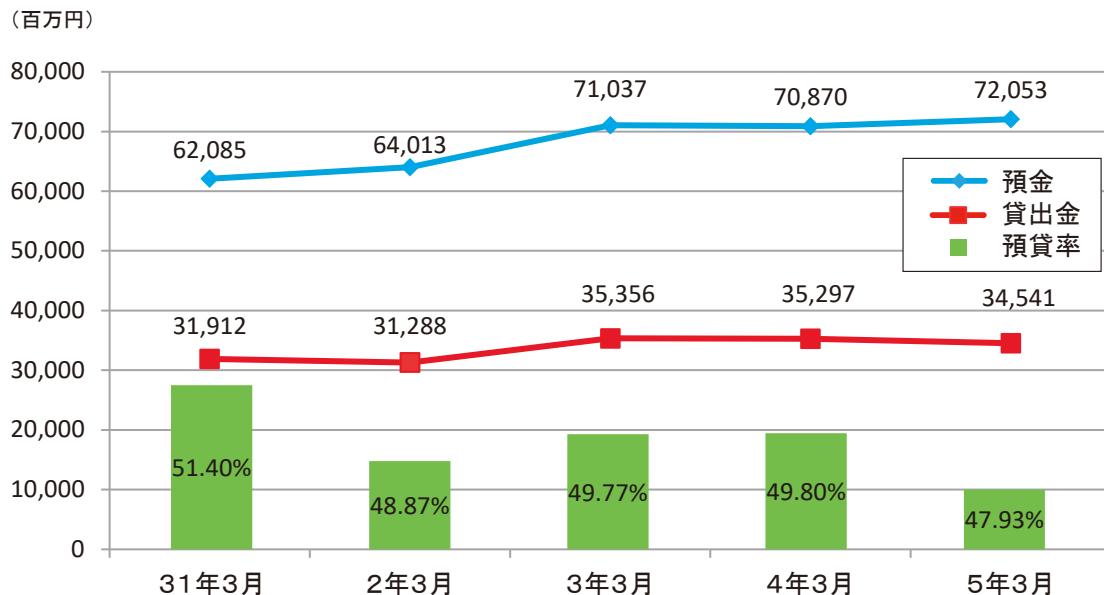


(単位：千円)

項目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る組合員勘定又は会員勘定の額	6,532,816	6,594,600
うち、出資金及び資本剰余金の額	255,925	253,666
うち、利益剰余金の額	6,292,053	6,356,156
うち、外部流出予定期(△)	15,162	15,221
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	19,766	22,896
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	19,766	22,896
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額(イ)	6,552,582	6,617,496
コア資本に係る調整項目(2)		
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	1,823	1,857
うち、のれんに係るもの額	—	—
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	1,823	1,857
繰延税金資産(一時差異に係るもの除外。)の額	—	—
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用協同組合連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額(口)	1,823	1,857
自己資本		
自己資本の額((イ)-(口)) (ハ)	6,550,758	6,615,639
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	32,346,517	31,071,638
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	—	—
うち、他の金融機関等向けエクスポート	—	—
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーション・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	1,812,452	1,843,795
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーション・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額(二)	34,158,970	32,915,433
自己資本比率	19.17%	20.09%
自己資本比率 ((ハ)/(二))	19.17%	20.09%

(注) 自己資本比率の算出方法を定めた「協同組合による金融事業に関する法律第六条第一項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用協同組合及び信用協同組合連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第22号)」に係る算式に基づき算出しております。なお、当組合は国内基準を採用しております。

主要な経営指標の推移



区分	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	1,046,416	1,065,367	1,018,620	1,036,870	1,029,362
経常利益	86,739	81,027	69,333	109,796	94,436
当期純利益	59,465	51,623	50,222	69,258	79,454
預金積金残高	62,085,961	64,013,769	71,037,434	70,870,011	72,053,804
貸出金残高	31,912,929	31,288,569	35,356,125	35,297,311	34,541,962
有価証券残高	19,813,228	18,904,947	21,833,573	22,047,952	21,466,964
総資産額	69,967,623	71,822,167	81,389,892	81,026,111	79,132,475
純資産額	6,925,514	6,578,102	6,856,069	6,746,145	6,006,623
自己資本比率(単体)	20.27 %	19.34 %	18.97 %	19.17 %	20.09 %
出資総額	255,925	255,925	255,925	255,925	253,666
組合員数	15,847	15,716	15,603	15,383	14,923
うち個人	14,822	14,697	14,588	14,370	13,937
うち法人	1,025	1,019	1,015	1,013	986
出資総口数	255,925 口	255,925 口	255,925 口	255,925 口	253,666 口
出資に対する配当金	15,346	15,355	15,349	15,162	15,221
職員数	88 人	87 人	84 人	82 人	81 人

(注) 1. 残高計数は期末日現在のものです。

2. 「自己資本比率(単体)」は、平成18年金融庁告示第22号により算出しております。

預貸率及び預証率

(単位: %)

区分	令和3年度	令和4年度
預貸率	(期末) 49.80	47.93
	(期中平均) 45.55	44.35
預証率	(期末) 31.11	29.79
	(期中平均) 27.53	28.33

(注) 1. 預貸率 = $\frac{\text{貸出金}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$ 2. 預証率 = $\frac{\text{有価証券}}{\text{預金積金} + \text{譲渡性預金}} \times 100$

1店舗当たりの預金及び貸出金残高

(単位: 百万円)

区分	令和3年度末	令和4年度末
1店舗当たりの預金残高	7,087	7,205
1店舗当たりの貸出金残高	3,529	3,454

(注) 預金残高には譲渡性預金を含んでおります。

職員1人当たりの預金及び貸出金残高

(単位: 百万円)

区分	令和3年度末	令和4年度末
職員1人当たりの預金残高	864	889
職員1人当たりの貸出金残高	430	426

(注) 預金残高には譲渡性預金を含んでおります。

経理・経営内容

有価証券の時価等情報

売買目的有価証券

該当事項なし

満期保有目的の債券

(単位：百万円)

該当事項なし

子会社・子法人等株式及び関連法人等株式で時価のあるもの

該当事項なし

その他有価証券

(単位：百万円)

項目	令和3年度			令和4年度		
	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	—	—	—	—	—
	債券	14,660	14,332	328	6,068	5,907
	国債	2,897	2,712	185	1,849	1,705
	社債	11,762	11,620	142	4,218	4,201
	その他の債券	1,197	1,072	125	184	167
	小計	15,858	15,404	453	6,252	6,074
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	57	71	△ 14	63	71
	債券	6,105	6,270	△ 164	14,248	14,993
	国債	2,384	2,472	△ 88	3,242	3,479
	社債	3,721	3,797	△ 75	11,005	11,513
	その他の債券	—	—	—	876	904
	小計	6,162	6,342	△ 179	15,188	15,969
合計	22,020	21,747	273	21,440	22,043	△ 603

(注) 1. 貸借対照表計上額は、当事業年度末における市場価格等に基づいております。

2. 「社債」には公社公团債、事業債が含まれます。

3. 上記の「その他」は、投資信託等です。

4. 市場価格のない株式等及び組合出資金は本表には含めておりません。

市場価格のない株式等及び組合出資金

(単位：百万円)

項目	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額		貸借対照表計上額	
子会社・子法人等株式	—		—	
関連法人等株式	—		—	
非上場株式	27		27	
合計	27		27	

経理・経営内容

金銭の信託

運用目的の金銭の信託

該当事項なし

満期保有目的の金銭の信託

該当事項なし

その他の金銭の信託

該当事項なし

経理・経営内容

その他業務収益の内訳

(単位：百万円)

項目	令和3年度	令和4年度
外 国 為 替 売 買 益	—	—
商 品 有 価 証 券 売 買 益	—	—
国 債 等 債 券 売 却 益	33	—
国 債 等 債 券 償 戻 益	0	—
金 融 派 生 商 品 収 益	—	—
そ の 他 の 業 務 収 益	1	2
そ の 他 業 務 収 益 合 計	35	2

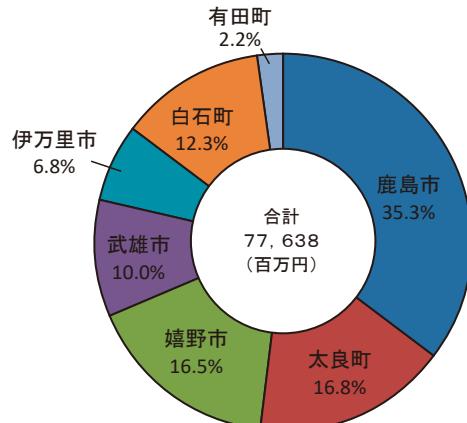
資金調達

預金種目別平均残高

(単位：百万円、%)

種 目	令和3年度末		令和4年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
流動性預金	21,775	28.4	22,330	28.8
定期性預金	54,787	71.6	55,307	71.2
譲渡性預金	—	—	—	—
その他の預金	—	—	—	—
合 計	76,562	100.0	77,638	100.0

地域別預金平均残高比率

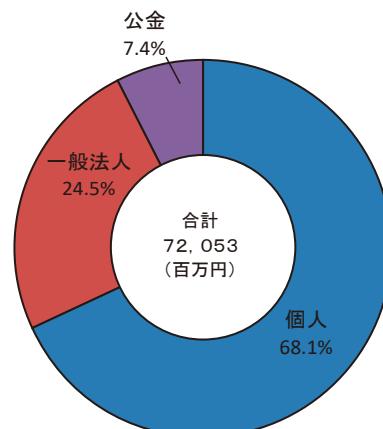


定期預金種類別残高

(単位：百万円)

区分	令和3年度末	令和4年度末
固定金利定期預金	45,904	46,289
変動金利定期預金	—	—
その他の定期預金	—	—
合 計	45,904	46,289

預金者別構成比



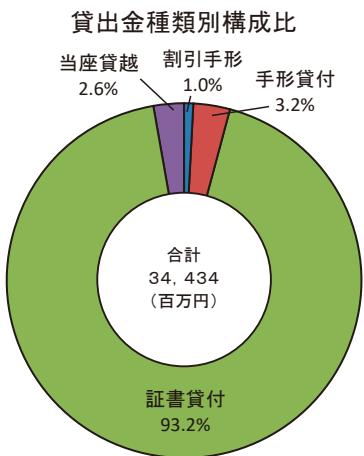
預金者別預金残高

(単位：百万円、%)

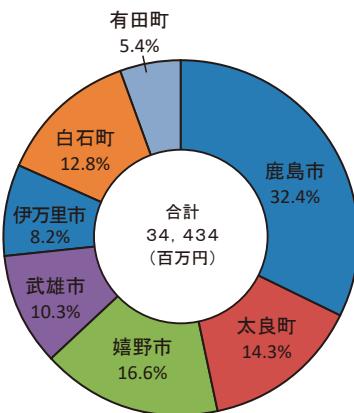
区分	令和3年度末		令和4年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
個 人	49,113	69.3	49,071	68.1
法 人	21,756	30.7	22,982	31.9
一般法人	17,757	25.1	17,678	24.5
金融機関	—	—	—	—
公 金	3,999	5.6	5,303	7.4
合 計	70,870	100.0	72,053	100.0

資金運用

貸出金種類別平均残高 (単位: 百万円、%)

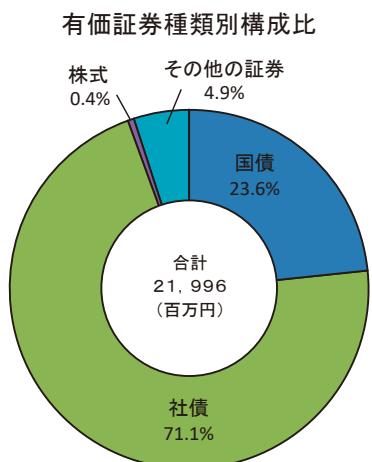


地域別貸出金平均残高比率



科目	令和3年度		令和4年度	
	金額	構成比	金額	構成比
割引手形	262	0.7	335	1.0
手形貸付	1,092	3.1	1,094	3.2
証書貸付	32,733	93.9	32,092	93.2
当座貸越	786	2.3	911	2.6
合計	34,874	100.0	34,434	100.0

有価証券種類別平均残高 (単位: 百万円、%)



区分	令和3年度		令和4年度	
	金額	構成比	金額	構成比
国債	4,269	20.2	5,184	23.6
地方債	88	0.4	—	—
社債	15,595	74.0	15,641	71.1
株式	97	0.5	98	0.4
その他の証券	1,031	4.9	1,072	4.9
合計	21,082	100.0	21,996	100.0

(注) 当組合は、商品有価証券を保有しておりません。

担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額 (単位: 百万円、%)

区分	金額	構成比	債務保証見返額
当組合預金積金	令和3年度末	183	0.5
	令和4年度末	192	0.5
有価証券	令和3年度末	—	—
	令和4年度末	—	—
動産	令和3年度末	117	0.3
	令和4年度末	113	0.3
不動産	令和3年度末	6,692	19.0
	令和4年度末	6,342	18.4
その他	令和3年度末	—	—
	令和4年度末	—	—
小計	令和3年度末	6,993	19.8
	令和4年度末	6,648	19.2
信用保証協会・信用保険	令和3年度末	9,630	27.3
	令和4年度末	8,822	25.5
保証	令和3年度末	17,564	49.8
	令和4年度末	18,117	52.5
信用	令和3年度末	1,107	3.1
	令和4年度末	953	2.8
合計	令和3年度末	35,297	100.0
	令和4年度末	34,541	100.0

有価証券種類別残存期間別残高

区分	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの
国債	令和3年度末	—	1,079	583	3,618
	令和4年度末	—	1,061	569	3,461
社債	令和3年度末	200	4,815	1,307	9,160
	令和4年度末	803	5,199	886	8,334
株式	令和3年度末	—	—	—	83
	令和4年度末	—	—	—	83
その他の証券	令和3年度末	—	—	—	1,198
	令和4年度末	—	—	—	1,060
合計	令和3年度末	200	5,985	1,890	12,779
	令和4年度末	803	6,260	1,456	11,796

(注) 「社債」には、公社公団債、事業債が含まれております。

貸出金償却額

項目	令和3年度末	令和4年度末
貸出金償却額	—	—

貸出本金利区分別残高

区分	令和3年度末	令和4年度末
固定金利貸出	22,161	20,711
変動金利貸出	13,135	13,830
合計	35,297	34,541

貸倒引当金の内訳

項目	令和3年度		令和4年度	
	期末残高	増減額	期末残高	増減額
一般貸倒引当金	19	2	22	3
個別貸倒引当金	600	5	607	6
貸倒引当金合計	620	7	630	9

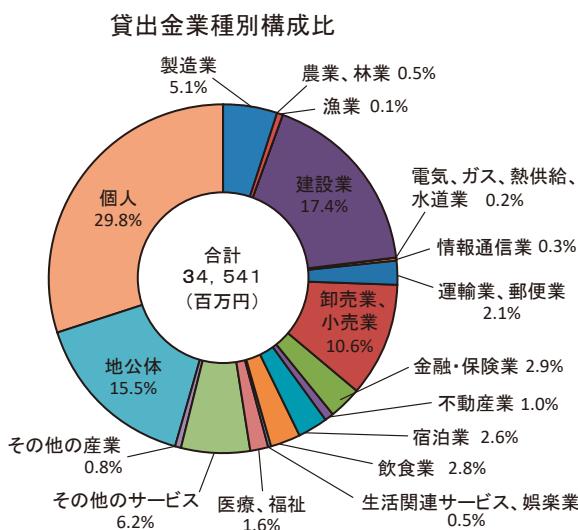
(注) 当組合は、特定海外債権を保有しておりませんので「特定海外債権引当勘定」に係る引当は行っておりません。

消費者ローン・住宅ローン残高

区分	令和3年度末		令和4年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
消費者ローン	2,083	25.6	2,171	26.9
住宅ローン	6,062	74.4	5,893	73.1
合計	8,146	100.0	8,064	100.0

資金運用

貸出金業種別残高・構成比



貸出金使途別残高

(単位：百万円、%)

区分	令和3年度末		令和4年度末	
	金額	構成比	金額	構成比
運転資金	23,649	67.0	23,015	66.6
設備資金	11,647	33.0	11,526	33.4
合計	35,297	100.0	34,541	100.0

(単位：百万円、%)

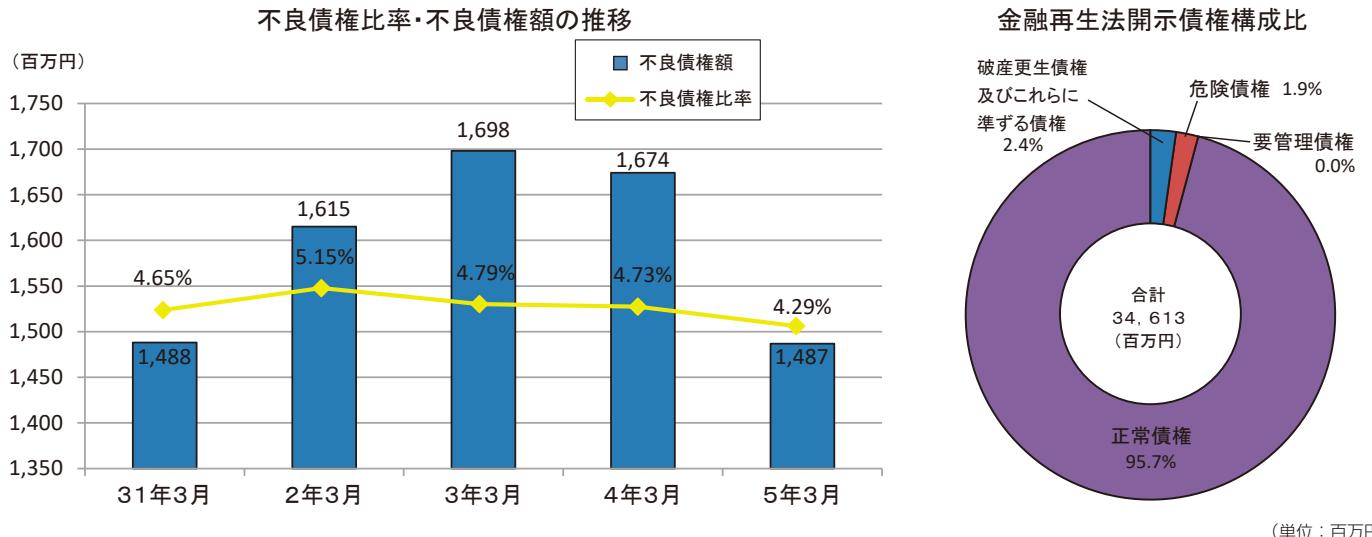
業種別	令和3年度		令和4年度	
	金額	構成比	金額	構成比
製造業	1,858	5.3	1,791	5.1
農業、林業	193	0.5	185	0.5
漁業	16	0.0	17	0.1
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—
建設業	6,164	17.5	6,011	17.4
電気、ガス、熱供給、水道業	61	0.2	52	0.2
情報通信業	89	0.2	108	0.3
運輸業、郵便業	711	2.0	713	2.1
卸売業、小売業	3,996	11.3	3,657	10.6
金融業、保険業	1,000	2.8	1,000	2.9
不動産業	518	1.5	334	1.0
物品賃貸業	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—
宿泊業	836	2.4	913	2.6
飲食業	1,017	2.9	962	2.8
生活関連サービス業、娯楽業	158	0.4	157	0.5
教育、学習支援業	—	—	—	—
医療、福祉	602	1.7	544	1.6
その他その他サービス業	2,386	6.8	2,151	6.2
その他の産業	314	0.9	281	0.8
小計	19,919	56.4	18,883	54.7
地方政府	4,689	13.3	5,352	15.5
個人(住宅・消費・納税資金等)	10,689	30.3	10,306	29.8
合計	35,297	100.0	34,541	100.0

(注) 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。



経 営 内 容

協金法開示債権（リスク管理債権）及び金融再生法開示債権の保全・引当状況



区分		残高 (A)	担保・保証額 (B)	貸倒引当金 (C)	保全率 (B+C) / (A)	引当率 (C) / (A-B)
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	令和3年度	852	417	435	100.0	100.0
	令和4年度	839	344	494	100.0	100.0
危険債権	令和3年度	809	644	165	100.0	100.0
	令和4年度	637	524	112	100.0	100.0
要管理債権	令和3年度	12	11	—	100.0	100.0
	令和4年度	11	11	—	100.0	100.0
三月以上延滞債権	令和3年度	6	6	—	100.0	100.0
	令和4年度	5	5	—	100.0	100.0
貸出条件緩和債権	令和3年度	5	5	—	100.0	100.0
	令和4年度	5	5	—	100.0	100.0
小計		1,674	1,073	600	100.0	100.0
		令和4年度	1,487	880	607	100.0
正常債権		33,703	—	—	—	—
		令和4年度	33,125	—	—	—
合計		令和3年度	35,377	—	—	—
		令和4年度	34,613	—	—	—

- (注) 1. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができない可能性の高い債権（1に掲げるものを除く。）です。
3. 「要管理債権」とは、「三月以上延滞債権」及び「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金です。
4. 「三月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金（1及び2に掲げるものを除く。）です。
5. 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金（1、2及び4に掲げるものを除く。）です。
6. 「正常債権」とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権（1、2及び3に掲げるものを除く。）です。
7. 「担保・保証額」は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
8. 「貸倒引当金」には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
9. 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債（その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）によるものに限る。）、貸出金、外国為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券（使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。）です。
10. 金額は決算後（償却後）の計数です。

個人情報保護宣言

当組合では、個人情報保護および個人番号（以下「個人情報等」といいます。）の重要性に鑑み、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）（以下「法」という。）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年5月31日法律第27号）、特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン等の関係法令等（以下「法令等」といいます。）を遵守して以下の考え方に基づきお客様の個人情報等を厳格に管理し、適正に取扱うとともに、その正確性・機密保持に努めます。

また、本保護宣言につきましては、その内容を適宜見直し、改善してまいります。

当組合は、本保護宣言を当組合のインターネット上のホームページに掲載し、または、各店舗の窓口等に掲示し、もしくは備え付けることにより、公表します。

1. 個人情報の利用目的

当組合は、法令等に基づき、お客様の個人情報等を別紙の業務内容ならびに利用目的の達成に必要な範囲で適正に利用し、それ以外の目的では法等で認められる場合のほか利用いたしません。

また、個人番号については、法令等で認められている利用目的以外では利用いたしません。

なお、個人情報の利用目的を変更した場合は直ちに公表いたします。

2. 個人情報の適正な取得について

当組合では、上記1. で特定した利用目的の達成に必要な範囲で、適法かつ適正な手段により、例えば、以下のような情報源から、お客様の個人情報等を取得いたします。なお、法第2条第3項に定める要配慮個人情報を含む「金融分野における個人情報保護に関するガイドライン」に定める機微情報は、法令等で認められている場合以外は、取得いたしません。

- (1) 預金口座のご新規申込の際にお客様にご記入・ご提出いただく書類等により、直接提供していただいた情報
- (2) 各地手形交換所等の共同利用者や個人信用情報機関等の第三者から提供された情報
- (3) 商品やサービスの提供を通じて、お客様からお聞きした情報

3. 個人データの第三者提供

当組合は、法令等で認められている場合を除き、お客様の同意なしにお客様の個人データを第三者へ提供いたしません。但し、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、法令等で認められていない限り、お客様の同意があっても、これを第三者に提供いたしません。

4. 個人データの委託

当組合は、上記1. の利用目的の範囲内で、例えば、以下のような場合に、個人データおよび個人番号に関する取扱いを外部に委託することがあります。その場合には、適正な取扱いを確保するための契約締結、実施状況の点検などを行ないます。

- (1) お客様にお送りするための書面の印刷または発送に関わる業務を外部に委託する場合
- (2) 情報システムの運用・保守に関わる業務を外部に委託する場合

5. 個人データの共同利用

当組合は、上記1. の利用目的の範囲内で個人データを当組合が別紙に表示する特定の者と共同利用しております。但し、個人番号をその内容に含む特定個人情報については、共同利用をいたしません。

6. 個人情報等の安全管理措置に関する方針

当組合では、取扱う個人情報等の漏えい・滅失等の防止その他の個人情報等の安全管理のため、組織的安全管理措置、人的安全管理措置、技術的安全管理措置を講じ、適正に管理します。

また、役職員には必要な教育と監督を、業務委託先に対しては、個人情報等の安全管理が図られるよう必要かつ適切な監督に努めます。

当組合における個人データの安全管理措置に関しては、当組合の内部規程等において定めておりますが、主な内容は以下のとおりです。

- (1) 個人データの適正な取扱いの確保のため、関係法令・ガイドライン等を遵守するとともに、下記8. のご質問・相談・苦情窓口にて、個人データの取扱いに関するご質問・相談および苦情を受け付けることとしています。
- (2) 取得、利用、保存、提供、削除・廃棄等の段階ごとに、取扱方法、責任者・担当者およびその任務等について策定しています。
- (3) 個人データの取扱いに関する責任者を設置するとともに、個人データを取り扱う職員および当該職員が取り扱う個人データの範囲を明確化し、法令等や内部規程等に違反している事実またはそのおそれを把握した場合の責任者への報告連絡体制を整備しています。また、個人データの取扱状況について、定期的に自己点検を実施するとともに、他部署による監査を実施しています。
- (4) 個人データの取扱いに関する留意事項について、職員に定期的な研修を実施しています。また、個人データについての秘密保持に関する事項を就業規則に記載しています。
- (5) 個人データを取り扱う区域において、持ち込む機器等の制限を行うとともに、権限を有しない者による個人データの閲覧を防止する措置を実施しています。また、個人データを取り扱う機器、電子媒体および書類等の盗難または紛失等を防止するための措置を講じるとともに、当該機器、電子媒体等から容易に個人データが判明しないよう措置を実施しています。
- (6) 個人データを取り扱う情報システムを外部からの不正アクセスまたは不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入しています。

7. お客様からの開示、訂正、利用停止等のご請求

(1) 開示のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データまたは第三者提供に係る記録の開示のご依頼があった場合には、原則として開示いたします。

(2) 訂正等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの訂正等（訂正・追加・削除）のご依頼があった場合には、原則として訂正等いたします。

(3) 利用停止等のご請求

お客様から当組合が保有するご自身に関する個人データの利用停止等（利用停止・消去）のご依頼があった場合（法令等に基づく正当な理由による）には、原則として利用停止等いたします。

(4) ダイレクトメール等の中止

当組合は、当組合からの商品・サービスのセールスに関するダイレクトメールの送付やお電話等での勧説のダイレクト・マーケティングで、個人情報を利用することについて、これを中止するようお客様よりお申し出があった場合は、遅滞なく当該目的での個人情報の利用を中止いたします。

なお、(1)、(2)、(3)のご請求に当たっては、個人データの重要性に鑑み、ご請求者（代理人を含む）の本人確認をさせていただきます。ご請求手続の詳細およびご請求用紙が必要な場合は当組合本支店の窓口までお申出ください。

8. ご質問・相談・苦情窓口

当組合では、お客様からのご質問等に適切に取組んで参りますので、個人情報の取扱い等に関するご質問等につきましては、以下の窓口にお申出ください。

総務企画部 TEL 0954-62-9966 FAX 0954-62-9967 eメール saganisi@po.saganet.ne.jp

経営内容

報酬体系について

対象役員

当組合における報酬体系の開示対象となる「対象役員」は、理事及び監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」及び、在任期間中の職務執行及び特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されております。

(1) 報酬体系の概要

【基本報酬】

非常勤を含む全役員の基本報酬につきましては、総代会において、理事全員及び監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。

そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては役位や在任年数等を勘案し、当組合の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額につきましては、監事会において決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退

任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

(2) 役員に対する報酬

(単位：百万円)

区分	当期中の報酬支払額	総会等で定められた報酬限度額
理事	42	45
監事	7	9
合計	49	54

注1. 上記は協同組合による金融事業に関する法律施行規則第15条別紙様式第4号「附属明細書」における役員に対する報酬です。

注2. 支払人数は、理事10名、監事2名です。

(3) その他

「協同組合による金融事業に関する法律施行規則第69条第1項第6号等の規定に基づき、報酬等に関する事項であって、信用協同組合等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」（平成24年3月29日付金融庁告示第23号）第3条第1項第3号及び第5号に該当する事項はありません。

経営内容

当組合の苦情処理措置・紛争解決措置等の概要について

当組合では、お客様に、より一層のご満足をいただけるよう、苦情等相談窓口を設け、お取引に係る苦情等を受付けておりますので、お取引のある営業店または、以下の相談窓口にお気軽にお申し出ください。

※苦情等とは、当組合との取引に関する照会・相談・要望・苦情・紛争のいずれかに該当するもの及びこれらに準ずるものをおいいます。

受付窓口	総務企画部（さがにし苦情等相談窓口）
電話番号	0954-62-9966
住所	〒849-1311 佐賀県鹿島市大字高津原4369-1
受付日	月曜日～金曜日 (土・日・祝日および金融機関の休日を除く)
受付時間	9:00～17:00

東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会または福岡県弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能です、当組合苦情等相談窓口またはしんくみ相談所へお申し出ください。

また、お客様が直接、仲裁センター等へ申し出ることも可能です。

なお、仲裁センター等では、東京または福岡以外の地域の方々からの申し立てについて、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続きを進める方法があります。

苦情等のお申し出は、当信用組合のほか、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けています（詳しくは、当組合苦情等相談窓口へご相談ください）。

受付窓口	一般社団法人 全国信用組合中央協会 しんくみ相談所
電話番号	03-3567-2456
住所	〒104-0031 東京都中央区京橋1-9-5 (全国信用組合会館内)
受付日	月曜日～金曜日 (土・日・祝日および金融機関の休日を除く)
受付時間	9:00～17:00

相談所は、公平・中立な立場でお申し出を伺い、お申し出のお客様の了解を得たうえ、当該の信用組合に対し迅速な解決を要請します。

①移管調停：東京または福岡以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管する。

②現地調停：東京または福岡の弁護士会の斡旋人と東京または福岡以外の弁護士会の斡旋人が、弁護士会所在地と東京または福岡を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当たる。

※移管調停、現地調停は全国の弁護士会で実施している訳ではありませんのでご注意ください。

具体的には仲裁センター等にご照会ください。

名称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住所	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3	〒100-0013 東京都千代田区霞ヶ関1-1-3
電話	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
受付日時間	月～金（除 祝日、年末年始） 9:30～12:00 13:00～15:00	月～金（除 祝日、年末年始） 10:00～12:00 13:00～16:00	月～金（除 祝日、年末年始） 9:30～12:00 13:00～17:00

名称	福岡県弁護士会 天神弁護士センター	福岡県弁護士会 北九州法律相談センター	福岡県弁護士会 久留米センター
住所	〒810-0004 福岡市中央区渡辺通5-14-12	〒803-0816 北九州市小倉北区金田1-4-2	〒830-0021 久留米市篠山町11-5
電話	092-741-3208	093-561-0360	0942-30-0144
受付日時間	月～金（除 祝日、年末年始） 10:00～19:00 土・日・祝 10:00～13:00	月～金（除 祝日、年末年始） 9:30～12:30 13:30～15:30	月～金（除 祝日、年末年始） 10:00～11:30 13:00～16:00

当組合は、お客様からのお申出について、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して迅速・公平・適切な対応を図り、もって当組合に対するお客様の信頼の向上に努めます。

- お客様からの苦情等については、本支店またはさがにし苦情等相談窓口で受け付けます。
- お申し出いただいた苦情等は、事情・事実関係を調査するとともに、必要に応じ関係部署との連携を図り、公正・迅速・誠実に対応し、解決に努めます。
- 苦情等の受付・対応に当たっては、個人情報保護に関する法律やガイドライン等に沿い、適切に取り扱いいたします。
- お客様からの苦情等のお申し出は、しんくみ相談所をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介し、その標準的な手続等の情報を提供します。

- 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することとします。
- 顧客サポート等に係る情報の集約、苦情等に対する対応の進捗状況および処理指示については、総務企画部が一元的に管理します。
- 反社会的勢力による苦情等を装った圧力に対しては、規程等に基づき、必要に応じ警察等関係機関との連携をとった上、断固たる対応をとります。
- 苦情等に対応するため、研修等により関連規程等に基づき業務が運営されるよう、組合内に周知・徹底を図ります。
- 苦情等の内容について分析し、調査を行った苦情等の発生原因を把握した上、苦情等の再発防止、未然防止に向けた取組みを不断に行います。

経 営 内 容

統合的リスク管理態勢

統合的リスク管理とは、当組合の業務に内在する各リスクについて、これを一元的に管理し、総体的に捉えてその総体的なリスクを当組合の経営体力（自己資本）と比較・対照し経営体力（自己資本）の範囲内に抑制することです。

具体的には、自己資本が潜在損失への備えであることを踏まえ、信用リスク、市場リスク、オペレーション・リスク等が全て顕在化した場合でも十分な経営体力（自己資本）を維持できるか管理することになります。

当組合では、リスク管理委員会のもと統合的リスク管理の充実を目指して「統合的リスク管理方針」及び「統合的リスク管理規程」を制定し、各々のリスク管理所管部署を定めるとともに、リスク管理統括部署を設置して主要リスクの把握及び適正なリスク管理に努め、業務の健全性の確保に取り組んでいます。

リスク管理体制

— 定 性 的 事 項 —

- ・自己資本調達手段の概要
- ・自己資本の充実度に関する評価方法の概要
- ・信用リスクに関する事項
- ・信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要…該当事項なし
- ・証券化エクスポート・リースに関する事項
- ・オペレーション・リスクに関する事項
- ・協同組合による金融事業に関する法律施行令（昭和五十七年政令第四十四号）第三条第五項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポート・リース又は株式等エクスポート・リースに関するリスク管理の方針及び手続の概要
- ・金利リスクに関する事項

●自己資本調達手段の概要（令和4年度末現在）

発行主体	佐賀西信用組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目の額に算入された額	253百万円

自己資本につきましては、当組合が内部留保として積み立てているものと、地域のお客様による出資金にて調達しております。

●自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度につきましては、自己資本比率はもちろんのこと Tier1比率の状況についても、国内基準である4%を大きく上回っており、経営の健全性・安全性を充分保っております。

また、当組合は、各エクスポート・リースが一分野に集中することなくリスク分散が図られていると評価しております。さらに、繰延税金資産につきましては、自己資本に占める割合も適切であります。

●信用リスクに関する事項

リスクの説明	信用リスクとは、取引先の経営悪化や倒産などにより、貸出金などの元本や利息が回収できなくなることによって損失を被るリスクです。
リスク管理の方針および管理体制	自己査定の債務者区分および分類結果に基づいてリスクを適正に把握し、適正なポートフォリオ管理等に反映させることをリスク管理の基本方針としております。 信用リスクを当組合が管理すべき最重要リスクであるとの認識の上、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジット・ポリシー」を制定し、信用リスクを確実に認識する管理態勢を構築しています。
評価・計測	信用リスクの評価につきましては、信用格付制度を導入し、また、厳格な自己査定を実施しております。 また、毎月開催しているリスク管理委員会で協議検討を行うとともに、定期的あるいは必要に応じて経営陣に対する報告態勢を整備しております。

■貸倒引当金の計算基準

貸倒引当金は、「自己査定基準」及び「償却・引当に関する規程」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算出しております。一般貸倒引当金にあたる正常先、その他の要注意先、要管理先については、債務者区分ごとの債務額にそれぞれの貸倒実績率に基づいた予想損失率を乗じて算出しております。また、個別貸倒引当金の破綻懸念先については、未保全額とキャッシュフローによる回収可能性を控除した額を予想損失額として算出しており、実質破綻先及び破綻先は、未保全額を予想損失額として算出しております。

なお、それぞれの結果については、監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

■リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

リスク・ウェイトの判定に使用している適格格付機関は以下の4つの機関を採用しております。

- ・株式会社日本格付研究所（JCR）
- ・株式会社格付投資情報センター（R & I）
- ・ムーディーズ・インベスターズ・サービス・インク（Moody's）
- ・スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス（S & P）

経 営 内 容

■エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関はありません。

■信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

バーゼルⅡにおける信用リスク削減手法として、当組合が扱う主要な担保には、預金積金や上場株式等があり、担保に関する手続きについては、「事務取扱要領」等により、適切な取扱いに努めております。

また、お客様が期限の利益を失われた場合には、全ての与信取引の範囲において、預金相殺等をする場合がありますが、当組合が定める「事務取扱要領」等により、適切な取扱いに努めております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスポージャーの種類に偏ることなく分散されております。

■派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

該当事項なし

●証券化エクスポージャーに関する事項

該当事項なし

●オペレーションル・リスクに関する事項

リス ク の 説 明	オペレーションル・リスクとは、当組合の業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により当組合が損失を被るリスク及び当組合自らが「オペレーションル・リスク」と定義したリスクのことです。
リス ク 管理の方針 および管理体制	特に、事務リスク管理については、本部・営業店が一体となり「事務リスク管理規程」に基づき、日頃の事務指導や研修体制の強化、さらには牽制機能としての事務検証などに取組み、事務品質の向上に努めております。 システムリスクについては、「システムリスクマニュアル」に基づき、管理すべきリスクの所在、種類等を明確にし、定期的な点検検査、さらにはシステム監査を実施し、安定した業務遂行ができるよう多様化かつ複雑化するリスクに対して、管理態勢の強化に努めております。 その他のリスクについては、苦情相談窓口の設置による苦情に対する適切な処理、個人情報および情報セキュリティポリシーの整備、さらには各種商品に対する説明態勢の整備など、顧客保護の観点を重要視した管理体制整備に努めております。
評 価 ・ 計 測	リスクの計測に関しましては、基礎的手法を採用しております。
■オペレーションル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称	
当組合は、基礎的手法を採用しております。	

●出資その他これに類するエクスポージャー又は株式等エクspoージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要に関する事項

リス ク の 説 明	当組合における出資その他これに類するエクspoージャー又は株式等エクspoージャーにあたるものは、上場株式、非上場株式、および出資金が該当します。
リス ク 管理の方針 および管理体制	上場株式においては、時価評価等によりリスク計測を行っており、リスク管理委員会で協議するなど適切なリスク管理に努めています。 非上場株式に関しては、「有価証券運用規程」に基づき、適正な運用・管理を行っており、出資金に関しては、「自己査定基準」に基づき、適正な運用・管理を行っております。 また、リスクの状況は、財務諸表等を基にした評価による定期的なモニタリングを実施しており、その状況については、経営陣への報告を行うなど、適正なリスク管理につとめています。
評 価 ・ 計 測	当該取引にかかる会計処理については、日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った適正な処理を行っております。

●金利リスクに関する事項

リス ク の 説 明	金利リスクとは、金利または期間のミスマッチや金利の変動により利益が減少または損失が発生するリスクです。
リス ク 管理の方針 および管理体制	「市場リスク管理規程」に基づき、リスク管理委員会をミドルオフィス（リスク管理担当）とし、フロントオフィス（運用担当）及びバックオフィス（事務管理担当）を分離し、常勤理事会・監査部にて牽制機能を図っております。 また、市場の急変動や不測の事態が発生した時は、市場動向・損失状況を速やかに担当役員に報告する体制を整備しております。
評 価 ・ 計 測	リスクの計測は、ギャップ分析を行い、金利リスクを算出し、必要に応じて経営陣へ報告を行うなど、資産・負債の最適化に向けたリスク・コントロールに努めています。

●金利リスクの算定手法の概要

計測対象とした資産・負債

貸出金・有価証券・預け金・預金・借用金など金利・期間を有する資産・負債

- ・流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期 1.25年
- ・流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期 5年
- ・コア預金およびその前提 金融庁告示の保守的な前提の反映により考慮
- ・コア預金に割り当てられた金利改定の平均満期 2.5年
- ・固定金利貸出の期限前返済や定期預金の早期解約に関する前提 考慮しておりません。
- ・複数の通貨の集計方法およびその前提 1通貨円のみであり、それ以外の通貨は保有しておりません。
- ・スプレットに関する前提 考慮しておりません。
- ・内部モデルの使用等、重大な影響を及ぼすその他の前提 内部モデルは使用しておりません。

経営内容

資料編

リスク管理体制

— 定量的事項 —

- ・自己資本の構成に関する開示事項…自己資本の構成に関する事項 P.11をご参照ください
- ・自己資本の充実度に関する事項
- ・信用リスク（リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートージャー及び証券化エクスポートージャーを除く。）に関する事項
- ・信用リスク削減手法に関する事項
- ・派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項…該当事項なし
- ・証券化エクスポートージャーに関する事項
- ・出資等エクスポートージャーに関する事項
- ・リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートージャーに関する事項…該当事項なし
- ・金利リスクに関する事項…P.25をご参照ください

●自己資本の充実度に関する事項

(単位：百万円)

	令和3年度		令和4年度	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	32,346	1,293	31,002	1,240
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポートージャー	32,346	1,293	31,002	1,240
(i)ソブリン向け	49	1	46	1
(ii)金融機関向け	4,904	196	4,802	192
(iii)法人等向け	16,080	643	15,390	615
(iv)中小企業等・個人向け	4,202	168	4,217	168
(v)抵当権付住宅ローン	2,107	84	2,040	81
(vi)不動産取得等事業向け	1,080	43	887	35
(vii)三月以上延滞等	655	26	604	24
(viii)出資等	1,162	46	1,140	45
出資等のエクスポートージャー	1,162	46	1,140	45
重要な出資のエクスポートージャー	—	—	—	—
(ix)他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクスポートージャー	—	—	—	—
(x)信用協同組合連合会の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクスポートージャー	567	22	567	22
(xi)その他	1,536	61	1,303	52
②証券化エクスポートージャー	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートージャー	—	—	—	—
ルック・スルー方式	—	—	—	—
マンテート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1,250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本調達手段に係るエクスポートージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	—	—	—	—
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関関連エクスポートージャー	—	—	—	—
□. オペレーションル・リスク	1,812	72	1,843	73
八. 単体総所要自己資本額(イ+□)	34,158	1,366	32,846	1,313

(注) 1. 所要自己資本の額 = リスク・アセットの額 × 4 %

2. 「エクスポートージャー」とは、資産（派生商品取引によるものを除く）並びにオフ・バランス取引及び派生商品取引の与信相当額です。

3. 「ソブリン」とは、中央政府、中央銀行、地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、土地開発公社、地方住宅供給公社、地方道路公社、外国の中央政府以外の公共部門（当該国内においてソブリン扱いになっているもの）、国際開発銀行、国際決済銀行、国際通貨基金、欧州中央銀行、信用保証協会等のことです。

4. 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している債務者に係るエクスポートージャー及び「ソブリン向け」、「金融機関及び第一種金融商品取引業者向け」、「法人等向け」においてリスク・ウェイトが150%になったエクスポートージャーのことです。

5. 「その他」とは、(i)～(x)に区分されないエクスポートージャーです。具体的には「出資等」、「取立未済手形」が含まれます。

6. オペレーションル・リスクは、当組合は基礎的手法を採用しています。

$$\text{〈オペレーションル・リスク (基礎的手法) の算定方法〉} \\ \text{粗利益 (直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\% \quad \div 8\% \\ \text{直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数}$$

7. 単体総所要自己資本額 = 単体自己資本比率の分母の額 × 4 %

経 営 内 容

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクspoージャーを除く)

●信用リスクに関するエクspoージャー及び主な種類別の期末残高（業種別・残存期間別）

(単位：百万円)

業種区分 期間区分	エクspoージャー 区分	信用リスクエクspoージャー期末残高								三月以上延滞 エクspoージャー	
		貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外 のオフ・バランス取引		債 券		デリバティブ取引					
令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
製 造 業	4,598	4,580	1,857	1,791	2,806	2,806	—	—	—	1	1
農 業、林 業	183	185	192	185	—	—	—	—	—	13	—
漁 業	15	17	15	17	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
建 設 業	6,181	6,026	6,164	6,011	—	—	—	—	—	3	8
電気・ガス・熱供給・水道業	1,972	1,963	60	52	1,912	1,911	—	—	—	—	—
情 報 通 信 業	2,606	2,625	88	108	2,517	2,516	—	—	—	—	—
運 輸 業、郵 便 業	3,214	3,203	710	713	2,501	2,501	—	—	—	—	—
卸 売 業、小 売 業	5,799	5,461	3,995	3,657	1,806	1,806	—	—	—	—	—
金 融 業、保 険 業	24,691	24,481	1,000	1,000	1,100	1,400	—	—	—	—	—
不 動 産 業	4,001	3,817	518	334	3,483	3,483	—	—	—	—	—
物 品 賃 貸 業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
学術研究、専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
宿 泊 業	453	490	836	913	—	—	—	—	—	515	512
飲 食 業	988	933	1,017	962	—	—	—	—	—	22	59
生活関連サービス業、娯楽業	98	96	158	157	—	—	—	—	—	—	—
教 育、学 習 支 援 業	94	92	94	92	—	—	—	—	—	—	—
医 療、福 祉	602	544	602	544	—	—	—	—	—	—	—
そ の 他 の サ ー ビ ス	2,374	2,126	2,385	2,151	1	1	—	—	—	220	162
そ の 他 の 产 業	219	188	219	188	—	—	—	—	—	—	—
国・地方公共団体等	10,384	11,047	4,689	5,352	5,694	5,695	—	—	—	—	—
個 人	10,698	10,297	10,705	10,322	—	—	—	—	—	35	46
そ の 他	1,559	1,496	—	—	—	—	—	—	—	—	—
業種別合計	80,739	79,677	35,313	34,559	21,823	22,121	—	—	—	811	790
1年以下	28,102	26,475	8,414	8,100	200	800	—	—	—	—	—
1年超3年以下	11,122	12,655	8,494	8,441	2,607	4,212	—	—	—	—	—
3年超5年以下	8,612	7,291	5,404	5,285	3,207	2,006	—	—	—	—	—
5年超7年以下	5,235	4,556	4,128	4,053	1,106	502	—	—	—	—	—
7年超10年以下	5,074	4,583	4,365	3,976	709	606	—	—	—	—	—
10年超	16,855	16,772	4,039	3,956	12,815	12,816	—	—	—	—	—
期間の定めのないもの	5,736	7,342	466	746	1,177	1,176	—	—	—	—	—
そ の 他	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
残存期間別合計	80,739	79,677	35,313	34,559	21,823	22,121	—	—	—	—	—

(注) 1. 「貸出金、コミットメント及びその他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引」とは、貸出金の期末残高の他、当座貸越等のコミットメントの与信相当額、デリバティブ取引を除くオフ・バランス取引の与信相当額です。

2. 「三月以上延滞エクspoージャー」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3か月以上延滞している者に係るエクspoージャーのことです。

3. 上記の「その他」は、裏付となる個々の資産の全部又は一部を把握することが困難な投資信託等および業種区分や機関に分類することが困難なエクspoージャーです。具体的には現金、固定資産等が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクspoージャーは含まれおりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額

当組合では、自己資本比率算定にあたり、投資損失引当金・偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。



経 営 内 容

業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の残高等

●業種別の個別貸倒引当金及び貸出金償却の額等

(単位：百万円)

業種別	個別貸倒引当金												貸出金償却	
	期首残高		当期増加額		当期減少額				期末残高					
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度		
製造業	68	65	0	0	—	—	3	49	65	15	—	—		
農業、林業	9	9	0	—	—	9	—	—	9	—	—	—		
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
鉱業、採石業、砂利採取業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
建設業	18	11	0	0	5	—	1	0	11	12	—	—		
電気、ガス、熱供給、水道業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
情報通信業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
運輸業、郵便業	—	—	—	11	—	—	—	—	—	—	11	—		
卸売業、小売業	2	2	—	—	—	—	0	0	2	2	—	—		
金融業、保険業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
不動産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
物品賃貸業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
学術研究・専門・技術サービス業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
宿泊業	375	382	6	43	—	—	—	2	382	423	—	—		
飲食業	30	29	2	0	1	—	2	0	29	29	—	—		
生活関連サービス業、娯楽業	47	59	12	1	—	—	—	—	59	60	—	—		
教育、学習支援業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
医療、福祉	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
その他のサービス	35	33	—	—	—	—	2	5	33	28	—	—		
その他の産業	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
国・地方公共団体等	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—		
個人	6	6	1	17	—	—	1	0	6	24	—	—		
合計	595	600	22	73	6	9	11	57	600	607	—	—		

(注) 1. 当組合は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

●リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

(単位：百万円)

告示で定めるリスク・ウェイト区分(%)	エクspoージャーの額			
	令和3年度		令和4年度	
	格付適用有り	格付適用無し	格付適用有り	格付適用無し
0%	—	14,676	—	14,469
10%	—	5,176	—	5,060
20%	1,100	22,025	1,038	21,513
35%	—	6,022	—	5,828
50%	9,405	557	10,181	560
75%	—	6,524	—	6,516
100%	5,373	9,361	4,554	8,867
150%	—	244	—	182
250%	—	—	—	—
1,250%	—	—	—	—
その他	—	—	—	—
合計	15,880	64,587	15,774	63,000

(注) 1. 格付は、適格格付機関が付与しているものに限ります。

2. エクスポージャーは、信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しています。

3. コア資本に係る調整項目となったエクスポージャー（経過措置による不算入分を除く）、CVAリスクおよび中央清算機関連エクスポージャーは含まれておりません。

信用リスク削減手法に関する事項

●信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー

(単位：百万円)

ポートフォリオ	信用リスク削減手法	適格金融資産担保		保証		クレジット・デリバティブ	
		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー		177	187	—	—	—	—

(注) 1. 当組合は、適格金融資産担保について簡便手法を用いています。

2. 上記「保証」には、告示（平成18年金融庁告示第22号）第45条（信用保証協会、農業信用基金協会、漁業信用基金協会により保証されたエクspoージャー）、第46条（株式会社地域経済活性化支援機構等により保証されたエクspoージャー）を含みません。

経 営 内 容

派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当事項なし

証券化エクスポートに関する事項

●オリジネーターの場合

該当事項なし

●投資家の場合

- ①保有する証券化エクスポートの額及び主な原資産の種類別の内訳

該当事項なし

- ②保有する証券化エクスポートの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高及び所要自己資本の額等

該当事項なし

- ③証券化エクスポートに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額

該当事項なし

出資等エクスポートに関する事項

●貸借対照表計上額及び時価等

(単位：百万円)

区分	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表計上額	時価	貸借対照表計上額	時価
上場株式等	1,254	1,254	1,123	1,123
非上場株式等	594	—	593	—
合計	1,849	1,254	1,717	1,123

(注) 投資信託等の複数の資産を裏付とするエクスポート（いわゆるファンド）のうち、上場・非上場の確認が困難なエクスポートについては、非上場株式等に含めて記載しています。

●貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額

(単位：百万円)

	令和3年度	令和4年度
評価損益	110	△ 19

(注) 「貸借対照表で認識され、かつ、損益計算書で認識されない評価損益の額」とは、その他有価証券の評価損益です。

●金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

IRRBB1：金利リスク					
項番		イ	ロ	ハ	二
		△EVE		△NII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	2,606	3,024	68	69
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	ステイプル化	2,292	2,590		
4	フラット化	0	0		
5	短期金利上昇	71	126		
6	短期金利低下	0	0		
7	最大値	2,606	3,024	68	69
8	自己資本の額	ホ		ヘ	
		当期末		前期末	
			6,615		6,550

(注) 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

公共債窓販実績

(単位：百万円)

項目	令和3年度	令和4年度
国債・その他公共債	—	15

その他業務

内国為替取扱実績

(単位：百万円)

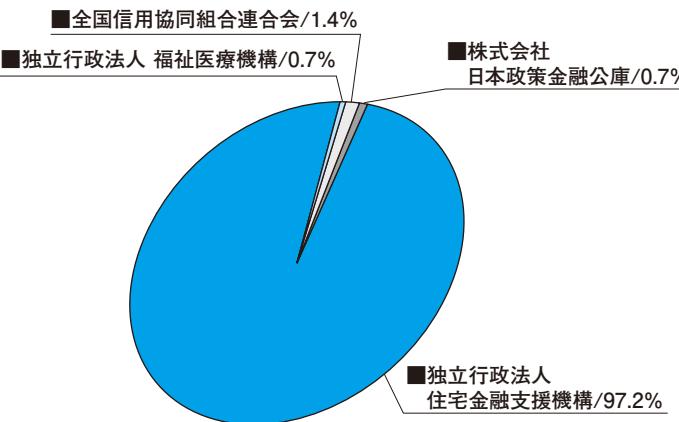
区分	令和3年度末		令和4年度末	
	件数	金額	件数	金額
送金・振込	他の金融機関向け	29,360	22,805	29,164
	他の金融機関から	60,399	29,585	60,690
代金取立	他の金融機関向け	112	94	107
	他の金融機関から	205	184	57

代理貸付残高の内訳

(単位：百万円)

区分	令和3年度末	令和4年度末
全国信用協同組合連合会	2	2
株式会社商工組合中央金庫	3	—
株式会社日本政策金融公庫	1	1
独立行政法人住宅金融支援機構	162	139
独立行政法人勤労者退職金共済機構	—	—
独立行政法人福祉医療機構	1	1
その他の	—	—
合計	172	144

令和4年度末公庫・事業団等別貸出残高構成比



■主要な事業の内容

- A. 預金業務
 - (イ) 預金
当座預金、普通預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金を取扱っております。
 - (ロ) 譲渡性預金
譲渡可能な定期預金を取扱っております。
- B. 貸出業務
 - (イ) 貸付
手形貸付、証書貸付及び当座貸越を取扱っております。
 - (ロ) 手形の割引
商業手形の割引を取扱っております。
- C. 商品有価証券売買業務
取扱っておりません。
- D. 有価証券投資業務
預金の支払準備及び資金運用のため国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しております。
- E. 内国為替業務
送金為替、当座振込及び代金取立等を取扱っております。
- F. 外国為替業務
取扱っておりません。
- G. 国債窓販業務
個人向け国債の募集の取り扱いを行っております。
- H. 社債受託及び登録業務
取扱っておりません。
- I. 金融先物取引等の受託等業務
取扱っておりません。
- J. 付帯業務
 - (イ) 債務の保証業務
 - (ロ) 有価証券の貸付業務
 - (ハ) 国債等の引受け業務
 - (ニ) 代理業務
 - (ア) 全国信用協同組合連合会、株日本政策金融公庫、株商工組合中央金庫等の代理貸付業務
 - (ブ) 独立行政法人勤労者退職金共済機構等の代理店業務
 - (ホ) 地方公共団体の公金取扱業務
 - (ヘ) 株式払込金の受入代理業務
 - (ト) 保護預り業務
 - (チ) 独立行政法人住宅金融支援機構（旧住宅金融公庫）（含む独立行政法人福祉医療機構）の業務取扱

その他の業務

手数料一覧

(令和5年3月31日現在)

種類			料金
振込	当組合本支店	自店宛	5万円未満 220円 5万円以上 440円
		他店宛	5万円未満 330円 5万円以上 550円
	他行	電信扱	5万円未満 600円 5万円以上 770円
		文書扱	5万円未満 550円 5万円以上 770円
		自店宛	1件につき 110円
		他店宛	5万円未満 110円 5万円以上 220円
		他金融機関	5万円未満 380円 5万円以上 550円
	ATM(カード)振込	自店宛	5万円未満 220円 5万円以上 440円
		他店宛	5万円未満 330円 5万円以上 550円
		他金融機関	5万円未満 600円 5万円以上 770円
		当組合本支店	440円
		他行	普通扱(送金小切手) 660円 電信扱 880円
代金取立	電子交換取立		440円
	個別取立		1,100円
その他	振込・送金・取扱手形の組戻料		1,100円
	不渡手形返却料		
窓口両替手数料	取扱手形店頭呈示料		
	1～50枚		無料
	51～200枚		220円
	201～400枚		440円
	401～600枚		660円
	601～800枚		880円
	801～1,000枚		1,100円
	1,001枚以上 (500枚ごとに)		1,650円 550円追加
大量硬貨入金手数料	1～500枚		無料
	501～1,000枚		330円
	1,001～2,000枚		660円
	2,001枚以上		990円
	(1,000枚ごとに)		330円追加
種類			料金
当座預金	小切手帳	1冊(50枚)	660円
	約束手形帳	1冊(50枚)	880円
	マル専口座取扱手数料	(割賦販売通知書1枚)	3,300円
	マル専手形	(1枚につき)	550円
自己宛小切手発行(依頼による場合だけ)			550円
通帳証書等再発行			1,100円
カード再発行			1,100円
証明書発行手数料	残高証明書	1通	550円
	融資証明書	1通	11,000円
さがにしひビジネスローン「アシスト」事務手数料			11,000円
CD・ATM手数料(払戻1回につき)	当組合カード	全国無料化提携 信用組合発行カード	その他 (セブン銀行を除く)
平日18時まで(土曜14時まで)	無	料	110円
平日18時以降(土曜14時以降)	110円	220円	220円

(上記の手数料には消費税を含んでいます)

(注) 1. 窓口両替手数料の取扱枚数は、両替前、両替後のいずれか多い方の枚数とする。

2. 大量硬貨入金手数料において、1日に複数回の取引の場合や伝票・振込依頼書等を複数に分けての取引の場合は合計枚数での手数料を徴求する。

3. 大量硬貨入金手数料において、得意先係が店舗外で預かる場合も窓口と同様とする。

でんさいネット

(令和5年3月31日現在)

種類			料金
			当組合あてのもの
			他金融機関あてのもの
当組合で代行処理するもの	基本料(月額)		無料
	入金手数料(取扱手数料)		無料
	記録請求 1か月分をまとめて翌月徴収	発生記録(債務者請求方式)請求	330円 660円
		発生記録(債権者請求方式)請求	330円 660円
		譲渡記録請求	330円 660円
		譲渡・分割記録請求	330円 660円
		変更記録請求	330円
		保証記録請求	220円
		支払等記録請求	660円
		通常開示請求 (情報提供、記録事項)	550円
受付の都度徴収 でんさいセンターへ 依頼するもの	割引にともなう譲渡記録 (分割含む)		330円
	でんさい割引買戻し請求依頼		1,430円
	口座間送金決済中止依頼		1,430円
	特例開示請求		3,300円
	支払不能情報照会請求		3,300円
	支払不能処分調査請求		3,300円
	残高証明書発行請求		4,400円
	その他でんさいセンターへ書面を郵送し処理依頼するもの		1,430円
記録請求に係る承諾・否認・取消			無料



その他業務

財務諸表の適正性及び内部監査の有効性

私は当組合の令和4年4月1日から令和5年3月31日までの第70期の事業年度における貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書（又は損失金処理計算書）の適正性、及び同書類作成に係る内部監査の有効性を確認いたしました。

令和5年7月14日

佐賀西信用組合
理事長 井上 英夫

法定監査の状況

当信用組合は、協同組合による金融事業に関する法律第5条の8第3項に規定する「特定信用組合」に該当しておりますので、「貸借対照表」「損益計算書」「剰余金処分計算書」等につきましては、会計監査人である「有限責任監査法人トーマツ」の監査を受けております。

本ディスクロージャー誌の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書は、上記の貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書に基づき作成しております。

地域貢献

地域に貢献する信用組合の経営姿勢

当組合は、佐賀県南西部の4市5町を営業地域とし、地元の中小零細事業者や住民が組合員となって、お互いに助け合い、発展していくという相互扶助の理念に基づき運営されている協同組織金融機関です。

中小零細事業者や住民一人ひとりの顔が見えるキメ細かな取引を基本とし

ており、常に地域の事業の発展や生活の質の向上に貢献することを、活動の基本としております。

また、地域社会の一員として、当組合の経営資源を活用し、地域社会の生活の質や文化の向上に積極的に取り組んでおります。

融資を通じた地域貢献

(1) 貸出先数

個人	2,530先	10,306百万円
事業者	578先	3,733百万円
法人	419先	15,151百万円
地公体	12先	5,352百万円

(2) 地方自治体の制度融資

県 制 度 融 資	899件	8,876百万円
市・町育成資金	189件	458百万円
鹿 島 市	51件	132百万円
太 良 町	23件	69百万円
嬉 野 市	39件	97百万円
武 雄 市	18件	49百万円
伊 万 里 市	8件	15百万円
白 石 町	35件	66百万円
有 田 町	15件	27百万円

(3) 当組合の融資商品の概要と実績

当組合では、お客様の資金ニーズにお応えするため、住宅ローン及びリフォームローン、教育ローン、オートローン、フリーローン、シンプルワイドローン、シルバーライフローン、ビジネスフリーローン、カードローン等を発売しております。令和5年3月末日現在、3,183件、8,174百万円のご利用をいただいております。

住 宅 口 一 ン	598件	5,893百万円
教 育 口 一 ン	99件	94百万円
オ ー ト 口 一 ン	196件	230百万円
フ リ ー 口 一 ン	723件	733百万円
シ ン プ ル ウ イ ド ロ ー ン	561件	739百万円
シ ル バ ー ラ イ フ ロ ー ン	14件	3百万円
ビ ジ ネ ス フ リ ー ロ ー ン	180件	236百万円
カ ー ド 口 一 ン	812件	242百万円

取引先への支援状況等

- ・経営改善支援が必要と判断された事業先に対し、本部と営業店が一体となって、助言・指導の支援に取組んでいます。
- ・事業再生支援先に対して、佐賀県中小企業活性化協議会指導のもと、当組合、佐賀県信用保証協会及び(株)日本政策金融公庫等と協調支援を行い、事業再生

に取組んでいます。

- ・創業・新事業支援のため商工会・商工会議所と連携を密にして取組んでおり、令和4年度は5先の支援を行いました。

地域・業域・職域サービスの充実

店舗・ATM等の設置数

地域内に本店営業部を含め10店舗で営業、ATM合計10台設置。

ATM・CDの提携

他金融機関（セブン銀行含む）との間に相互利用契約を結んでおり、他金融機関のATMでもキャッシュカードでの引き出しができます。

なお、セブン銀行、ゆうちょ銀行の他、一部の提携金融機関のATMでは、入金も可能です。

セブン銀行のATMでは1年中利用できるようになりました。

通帳・カード等盗難・紛失時の24時間受付

電話番号 047-498-0151

苦情相談窓口の設置

お客様からのご要望にお応えするため「お客様相談窓口」を本部（総務企画部）に設置し、相談・苦情等の受付体制を整備いたしております。

電話番号 0954-62-9966（総務企画部）

メールアドレス saganisi@po.saganet.ne.jp

受付時間 平日 9:00から17:00

トピックス

- ・令和4年8月22日よりブランチインブランチ形態（※）で有田支店を武雄支店へ移転統合しました。
- （※）ブランチインブランチとは、複数の店舗をひとつの店舗（建物）内で営業する形態のことです。

文化的・社会的貢献に関する活動

鹿島市誕生プレゼント



鹿島市では平成30年1月1日から新生児に誕生プレゼントとして地元産のヒノキを使った木製フォトフレームを贈っており、当組合からは地域貢献の一環として製作費の全額を寄付しています。

なお、令和4年1月～令和4年12月までは新生児175名にプレゼントされました。

チャリティーゴルフ大会

今年で50回目を迎えた鹿島市民チャリティーゴルフ大会は、当組合内に事務局を置き運営に携わっております。

集まった净財は、鹿島市体育協会や鹿島市社会福祉協議会等の地元協会・団体へ寄付しております。

地域行事への参加

本店地区の鹿島おどりをはじめ、各地区的地域行事や夏祭りに参加しております。また、太良地区においては、「グラウンドゴルフ大会」や「ゲートボール大会」を主催し、地域のみなさまとのふれあいを大切にしております。

ボランティアへの参加

新型コロナウイルス感染拡大の影響で中止されていた「鹿島酒蔵ツーリズム」が4年ぶりに令和5年3月25日と26日の2日間行われ、当組合からボランティアスタッフとして51名が参加しました。



献血活動への参加

鹿島ライオンズクラブと武雄法人会主催の「献血活動」に積極的に参加しております。

「しんくみピーターカード」の推進

Peter Pan Card

しんくみピーターカードは、国際カード3種類の中からお好みの1枚をお選びください



(株)オリエント・コーポレーションと提携し、カード利用額の0.5%が金融機関へ交付される「しんくみピーターカード」の取扱いを積極的に推進しました。

当組合では令和4年1月1日から令和4年12月31日の1年間で23,787,765円のカード利用がありました。

中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況

● 経営改善支援等の取組み実績

期初債務者数 (A)			
うち経営改善支援取組み先 (α)			
	α のうち期末に債務者区分がランクアップした先数 (β)	α のうち期末に債務者区分が変化しなかった先数 (γ)	α のうち再生計画を策定した先数 (δ)
312	30	1	29
			30

経営改善支援取組み率 (α / A)	ランクアップ率 (β / α)	再生計画策定率 (δ / α)
9.6	3.3	100.0

(注) 1. 本表の「債務者数」、「先数」は、正常先を除く計数です。

2. 期初債務者数は令和4年4月当初の債務者数です。

3. 債務者数、経営改善支援取組み先数は、取引先企業（個人事業主を含む。）であり、個人ローン、住宅ローンのみの先は含んでおりません。

4. 「 α （アルファ）のうち期末に債務者区分がランクアップした先数 β （ベータ）」は、当期末の債務者区分が期初よりランクアップした先です。なお、経営改善支援取組み先で期中に完済した債務者は α には含みますが β には含んでおりません。

5. 「 α のうち期末に債務者区分が変化しなかった先 γ （ガンマ）」は、期末の債務者区分が期初と変化しなかった先です。

6. 「 α のうち再生計画を策定した先数 δ （デルタ）」は、 α のうち中小企業再生支援協議会の再生計画策定先、RCCの支援決定先、当組合独自の再生計画策定先の合計先数です。

7. 期中に新たに取引を開始した取引先は、本表に含みません。

中小企業の経営支援に関する取組み方針

・当組合に対して事業資金の貸付けに係る債務を有する中小企業のお客様が、お取引先の業績不振による倒産・廃業による影響で、受注減少や売上減少等に陥ったり、住宅資金借入者のお客様が、勤務先の倒産により返済が困難となった場合には、貸付条件の変更等のお申込みや経営改善支援のご相談に応じています。

中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

・貸付条件の変更等に関するお申込みやご相談及び経営改善等に関する事案は融資管理部が集約し、適否の審査や経営改善努力を行っているお客様に対して、継続的なモニタリングや経営相談、経営指導、及び経営改善支援に努めています。

中小企業の新規融資及び経営支援に関する取組み状況

● 地域に根ざした金融機関として中小企業を中心に必要な資金を提供し、地域経済を活性化する役割を念頭に目利き力やコンサルティング機能の発揮による新規融資、経営改善支援に取組んでいます。

● 創業・新規事業開拓の支援

・令和4年度は飲食業4先、自動車整備販売業1先の合計5先について創業支援に取組みました。

● 経営改善・事業再生・業種転換等の支援

(1) 事業再生支援の取組み

・令和4年度は中小企業活性化協議会等との連携により、6先の事業再生に取組みました。

(2) 経営改善支援の取組み

・令和4年度は当組合が独自に選定した30先について、ランクアップを目指した経営改善支援に取組みました。

(3) 保証協会との連携による取組み

・令和4年度は保証協会の専門家派遣事業に8先に取組み、経営実態の把握と助言・指導に努めました。

経営者保証に関する取組み方針

● 「経営者保証に関するガイドライン」への対応

当組合では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業継承時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借り入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するため、「『経営者保証に関するガイドライン』への取組方針」を以下のとおり策定しております。同取組方針に基づき、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。また、どのような改善を図れば経営者保証の解除の可能性が高まるかなど具体的に説明し、経営改善支援を行っております。

● 「経営者保証に関するガイドライン」への取組方針

借入の申込み時や保証債務整理の相談を受けた際に「経営者保証への対応方針」を説明し、ガイドラインで求められている以下の要件について検証し、経営改善支援を行っています。

- ・法人と経営者個人の資産・経理が明確に分離されている
- ・法人と経営者の間の資金のやりとりが、社会通念上適切な範囲を超えない
- ・法人のみの資産、収益力で借入金返済が可能と判断し得る
- ・法人から適時適切に財務情報が提供されている など

また、既存の保証契約の見直しの申し出があった場合においても同様に対応しています。

「経営者保証に関するガイドライン」の取り組み状況

	令和3年度	令和4年度
新規に無保証で融資した件数	399 件	284 件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	30.90%	24.40%
保証契約を解除した件数	10 件	20 件
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当組合をメイン金融機関として実施したものに限る)	0 件	0 件

地域の活性化に関する取組み状況

- ・中小企業診断協会の支援制度研究会に参加し、各種支援事業の勉強会と情報交換会を行っています。
- ・平成24年12月に経営革新等支援機関の認定を受け、九州経済産業局主催の定例会に参加し、各種ビジネスモデルや支援事業について情報を収集しており、地域に貢献できるよう体制づくりに努めています。

●取引先への支援状況

- ・本部と営業店が一体となって、佐賀県中小企業活性化協議会、佐賀県信用保証協会、中小企業診断協会、及び商工会・商工会議所等と連携して、事業再生支援、経営改善支援、及び創業・新規事業支援等に取組んでいます。
- ・経営革新等支援機関として、外部専門機関、及び外部専門家との連携を強化し経営改善支援等に取組んでいます。

●金融仲介機能のベンチマークに関する開示

■取引先企業の経営改善や成長力の強化

・共通ベンチマーク 1

金融機関がメインバンク（融資残高1位）として取引を行っている企業のうち、経営指標の改善や就業者数の増加が見られた先数、及び、同先に対する融資額の推移（先数グループベース）

〈令和4年3月31日現在：比較対象期間 直近決算⇒前期決算〉

メイン先数	452 先
うち経営指標や就労者数が改善した先	173 先

メイン先の融資残高	125 億円
メイン先で経営指標や就労者数が改善した先の融資残高	52 億円

定義

メイン先数：当組合の融資残高が最も多い先数

経営指標の改善：①売上高、②営業利益率の両方が改善した先をカウント

■取引先企業の抜本的事業再生等による生産性の向上

・共通ベンチマーク 2

金融機関が貸付条件の変更を行っている中小企業の経営改善の進捗状況（先数グループベース）

〈令和4年3月31日現在〉

中小企業の条件変更先に係る 経営改善計画の進捗状況	条件変更 総 数	好調先	順調先	不調先
	67 先	2 先	6 先	59 先

定義

好調先：計画比120%以上

順調先：計画比80%以上～120%未満

不調先：計画比80%未満

・共通ベンチマーク 3

金融機関が関与した創業、第二創業の件数（先数グループベース）

〈令和3年4月～令和4年3月までの1年間の実績〉

当組合が関与した創業件数	9 先
当組合が関与した第二創業件数	0 先

定義

創業業：①計画の策定支援、②融資、③政府系機関や支援機関への紹介、④ベンチャー企業への助成、融資、投資等

第二創業：①後継者等が新規事業開始、②譲渡（継承）し新規事業開始、③事業再生で業種を変更し再建等

・共通ベンチマーク 4

ライフステージ別の与信先数、及び、融資額（先数単体ベース）

〈令和4年3月31日現在〉

	合計	創業期	成長期	安定期	低迷期	再生期
		11 先	31 先	406 先	69 先	66 先
ライフステージ別 の与信先数	583 先					
ライフステージ別 の融資残高	184 億円	6 億円	132 億円	16 億円	27 億円	3 億円

定義

創業期：過去5期の内創業、第二創業している先

○成長期、安定期、低迷期は売上高平均で直近2期と過去5期で対比

成長期：120%超

安定期：80%以上～120%未満

低迷期：80%未満

再生期：貸付条件の変更先

店舗一覧表（事務所の名称・所在地）

店名	住所	電話	ATM
本部	〒849-1311 佐賀県鹿島市大字高津原4369番地1	0954-62-9966	
本店営業部	〒849-1311 佐賀県鹿島市大字高津原4369番地1	0954-63-2411	1台
太良支店	〒849-1602 佐賀県藤津郡太良町大字多良1664番地1	0954-67-0062	1台
塩田支店	〒849-1411 佐賀県嬉野市塩田町大字馬場下甲740番地1	0954-66-2028	1台
嬉野支店	〒843-0301 佐賀県嬉野市嬉野町大字下宿乙2183番地	0954-43-2133	1台
大浦支店	〒849-1612 佐賀県藤津郡太良町大字大浦丁463番地	0954-68-2316	1台
武雄支店	〒843-0023 佐賀県武雄市武雄町大字昭和19番地7	0954-23-4128	1台
伊万里支店	〒848-0031 佐賀県伊万里市二里町八谷堀1121番地1	0955-23-6538	1台
有明支店	〒849-1112 佐賀県杵島郡白石町大字福田1566番地2	0952-84-3721	1台
白石支店	〒849-1112 佐賀県杵島郡白石町大字福田1566番地2	0952-84-3721	1台
有田支店	〒843-0023 佐賀県武雄市武雄町大字昭和19番地7	0954-23-4128	

地区一覧

鹿島市	武雄市	伊万里市
嬉野市	太良町	白石町
大町	江北町(大字惣領分を除く)	
有田町		
ただし、佐賀県の外郭団体は 佐賀県一円		

索引

各開示項目は、下記のページに記載しております。なお、*印は、「協同組合による金融事業に関する法律施行規則」「金融再生法」で規定されております法定開示項目です。

■ごあいさつ	2	32.経費の内訳	10	(1)破産更生債権及びこれらに準する債権	
【概況・組織】				(2)危険債権	
1.事業方針	3	33.総資産経常利益率*	10	(3)三月以上延滞債権	
2.事業の組織*	2	34.総資産当期純利益率*	10	(4)貸出条件緩和債権	
3.役員一覧(理事及び監事の氏名・役職名)*	2	35.預金種目別平均残高*	14	(5)正常債権	
4.会計監査人の名称*	2	36.預金者別預金残高	14	62.自己資本の構成に関する事項(自己資本比率明細)*…11.12	
5.店舗一覧(事務所の名称・所在地)*	32	37.財形貯蓄残高…取扱いなし		63.有価証券、金銭の信託等の評価*	13.14
6.自動機器設置状況	32	38.職員1人当たり預金残高	12	64.外貨建資産残高…取扱いなし	
7.地区一覧	32	39.1店舗当たり預金残高	12	65.オフバランス取引の状況…取扱いなし	
8.組合員数	12	40.定期預金種類別残高*	14	66.先物取引の時価情報…取扱いなし	
9.子会社の状況…取扱いなし		41.貸出金種類別平均残高*	15	67.オプション取引の時価情報…取扱いなし	
【主要事業内容】				68.貸倒引当金(期末残高・期中増減額)*…15	
10.主要な事業の内容*	26	42.担保種類別貸出金残高及び債務保証見返額*	15	69.貸出金償却の額*	15
11.信用組合の代理業者*…取扱いなし		43.貸出資金利区分別残高*	15	70.財務諸表の適正性及び内部監査の有効性について…28	
【業務に関する事項】				71.会計監査人による監査*	28
12.事業の概況*	3	44.貸出金使途別残高*	16	【その他の業務】	
13.経常収益*	12	45.貸出金業種別残高・構成比*	16	72.内国為替取扱実績	26
14.業務純益等*	9	46.預貸率(期末・期中平均)*	12	73.公共債窓販実績	26
15.経常利益*	12	47.消費者ローン・住宅ローン残高	15	74.手数料一覧	27
16.当期純利益*	12	48.代理貸付残高の内訳	26	【その他】	
17.出資総額、出資総口数*	12	49.職員1人当たり貸出金残高	12	75.トピックス	29
18.純資産額*	12	50.1店舗当たり貸出金残高	12	76.沿革・歩み	2
19.総資産額*	12	【有価証券に関する指標】		77.総代会について	4
20.預金積金残高*	12	51.商品有価証券の種類別平均残高*…取扱いなし		78.個人情報保護宣言	18
21.貸出金残高*	12	52.有価証券の種類別平均残高*	15	79.報酬体系について	18
22.有価証券残高*	12	53.有価証券種類別残存期間別残高*	15	【地域貢献に関する事項】	
23.単体自己資本比率*	12	54.預証率(期末・期中平均)*	12	80.地域に貢献する信用組合の経営姿勢	28
24.出資配当金*	12	【経営管理体制に関する事項】		81.融資を通じた地域貢献	28
25.職員数*	12	55.法令等遵守態勢*	5	82.取引先への支援状況等	28
【主要業務に関する指標】				83.地域・業域・職域サービスの充実	28
26.業務粗利益及び業務粗利益率*	9	56.反社会的勢力に対する取組み	5	84.文化的・社会的貢献に関する活動	29
27.資金運用収支、役務取引等収支及びその他の業務収支*	9	57.利益相反管理方針	5	85.中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組み状況…30.31	
28.資金運用勘定(資金調達勘定の平均残高、利息、利回り、資金利潤)*	10	58.苦情処理措置及び紛争解決措置の内容*	19	86.「経営者保証に関するガイドライン」への対応について**…31	
29.受取利息、支払利息の増減*	10	59.リスク管理体制*	20.21.22	87.経営者保証に関する取組み方針**…30	
30.役務取引の状況	10	資料編…22.23.24.25		88.金融仲介機能のベンチマークに関する開示*…31	
31.その他業務収益の内訳	14	【財産の状況】			
		60.貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書*	6.7.8.9		
		61.協会法開示債権(リスク管理債権)及び金融再生法開示債権の保全・引当状況*	17		



佐賀西信用組合

〒849-1311 佐賀県鹿島市大字高津原4369番地1

TEL : 0954-63-2411 FAX : 0954-62-9967

URL : <http://www.saganishi.shinkumi.jp/>